

## 二、古今尺度の異同の研究

以上の實際は、京城の跡の測量に依つてもほゞ之を知ることを得る筈であるが、尙更に之が調査に就いては、當時の尺度を研究するの必要がある。而して其の尺度は、又實に平城京の研究に依つて、最も精密に考定する事が出来るものである。當時使用的尺度は、之を今日の曲尺に比するに、幾分か短縮を示して居る。從來學者の之を調査した者、或は之を以て曲尺と同一なりとするの一派もあつたけれども、多くは幾分の短縮あることを認めて居る。併しながら、其の調査方法たる、何れも現在法隆寺・正倉院等に保存せらるゝ實物を測つて、之を以て當時の尺度の標準となさんと試みて居るに過ぎない。然るに、現存せる實物は必ずしも彼此一致して居るものではない。或る物は殆ど曲尺と同一のもあり、或る物は曲尺九寸八分左右、或る物は曲尺九寸七分左右といふ様に、其の他にも實際には種々な尺が保存されて居る。

### 古尺の長短

### 古尺の不

### 古尺の長さに關する諸説

### 其の批評

隨つて從來學者の唱ふる説の一致しないのも無理はない。されば平田篤胤・屋代弘賢の如きは、當時の尺度を以て今日の尺度と全然同一なりとし、又狩谷掖齋・小中村清矩、其の他多數の學者は、當時の物を以て曲尺より幾分の減少あるを認むる點には一致して居る。併しながら、其の減少を認むる側の學者にあつても、減少の程度如何に至つては、其の説必ずしも一樣でない。是れ蓋し亦已むを得ぬ次第である。或者者は九寸八分七厘とし、或る者は九寸八分とし、或る者は其の以下と見て居る。近く關野博士は九寸八分説を探り、これによつて當代の建築物及び平城京址等の復原を試みられた。併しながら此等は何れも、余が見た尺度は斯くの如きものであつたとか、現存古尺の多數は斯の如きものであるとか云ふに過ぎない。勿論當時と雖も政府に標準器はあつた。併しそれが實際に厲行せられなかつた事は、現存の古尺がまち／＼であることによつて證せられる。隨つて其の或る物が幾らであつたとか、其の平均が斯の如きものであるとか云ふ様な方法で、當時の標準器を測定する事は出

來ない。されば、其の調査の材料となした古尺が、果して眞に其の當時の標準器と等しいものなりや否やの證明が出來ない以上、之を以て正しい説であるとは決定し難いのである。即ち古尺の寸法に就いては、學術的に考定せられたるものは今日まで少しも現はれて居らぬと言つて宜しい。然るに平城京址研究に就いて、偶然にも茲に奇態な一つの現象が發見された。

平城京が各坊百八十丈宛の標準を以て經營された事は、既に記した通りで、古文書、古地圖の研究上、充分に證明されたものである。然らば北は一條より、南を九條迄として、延長千六百二十丈となる可き筈である。然るに之を東京極に就いて見るに、京東の條里は京内九條千六百二十丈の間に、七條と約二町との地を容るゝに過ぎない。京外の條里は六町を以て一條とし、其の一町は三十六丈宛であるから、其の一條は二百十六丈となる筈である。即ち京内の條坊に於て千六百二十丈を數ふる、其の同じ東京極に於て、之に接する京外の地に在りては、條里七條と約二町、即ち約

尺二様の古

一千五百八十四丈を容るゝに過ぎない。其の中南京極の幅の半四丈（是は各條大路の中心迄を百八十丈と數へたるものなるが故に）を除かば、約千五百八十丈となる。是れは必ず京内の條坊を測定した尺度と、京外の條里を測定した尺度との間に、尺の標準を異にしたものと言はなければならぬ。尤も此の平城京東京極は、其の北部に於て一部山地に涉るが爲に、稍丈尺に短縮を來して居るけれども、其の誤謬は線の左右に等しく現はるべきもので、それは今の問題には關係ない。

人或は言はん、古への測量は決して精密なるものとは言へなからう。隨つて一千數百丈を數へる程の長距離の間に、三四十丈の差あるは、蓋し已むを得ざるところにして、現在平城京の遺墟を見ても、此の位の誤差のあることは、決して不思議ではなからうと。然れども是は時と場合によるもので、同じ平城京の東京極線上に於て、其の西なる京内の條坊と、其の東なる京外の條里との間に、此の相違を來したことは、必ず深い理由がなければならぬ。然らざれば同一線上に於いて、此の如き相違

尺に於ける  
同一線上  
の比

## 帝都

## 一七八

を生ずることは、事實上有るべからざるところである。況や平安京内實測の結果が、亦此の平城京内の使用的尺度を以てほゞ相當り、他の各地方に於ける條里測定の結果が、亦此の京東條里の率にはゞ相當るの事實あるに於てをや。

更に平城京址に於ける條坊の蹟を調査するに、前に記したる如く、京内の一町は京外の一町二反百二十四步に相當して居る。田舎の一町よりは二反百二十四步だけ廣い。是は田舎の一町(今の一町は三千步にして古の一町は三千六百步なり)三十六丈四方なるに對して、京の一町が四十丈四方なるより起る差である。此の京と田舎との田積の相違に就いては、後世の言葉ではあるが、尺度の制の上に、京間・田舎間の別がある。京間は六尺五寸を以て一步即ち一間<sup>一歩</sup>とし、田舎間は六尺を以て一步即ち一間<sup>一歩</sup>とする。俗に京間六尺三寸と言ふ事があるが、是は京間を建築物に應用する際に、二間即ち一丈二尺に就き敷居の幅四寸を除いた結果で、田地の測量に用ひられた場合には、常に六尺五寸を以て一步として居る。此の京間六尺五寸、田舎間六

尺といふ區別は、全く京内の一町の面積と、京外の一町の面積との相違から來たものである。是は故黒川春村翁隨筆碩鼠漫筆所收の洛陽地法と題する古文書に、田地の面積を調查する際、京定め、田舎定めの別ある事を記したるに依つて察するを得る。京定めは一町四十丈四方にして、田舎定めは一町三十六丈四方とある。四十丈の長さの一町を六十分して得た一間の長さは六尺三分二となる。然らば、かりに京内の條坊と京外の條里とを、同一の尺度に依つて測定されたものとしたならば、田舎間六尺に對しては、京間六尺三分二であるべき筈である。然るに之が事實上六尺五寸となりて常に計算されて居るのは、如何なる故か。是は明かに彼此尺度の相違から來つたので、左の算式によつて證明することが出来る。

$$\frac{6\frac{2}{3}}{3} : 6\frac{1}{2} : 1 : \frac{2}{3} \approx 0.975$$

即ち京内條坊の測定に用ひたる尺度は、京外條里測定に用ひたる尺度よりも短く、

其の一尺は正さに九寸七分五厘に當ることを示して居る。之を平城京の東京極の左右に於ける條坊と條里との丈尺の相違に當てはめて考へるに、京内の一千六百二十丈を右の九寸七分五厘の率によつて換算すれば、一千百七十九丈五尺となつて、略精密に條里約一千五百八十丈といふ數に一致する處あるを見るのである。然るに其の京外條里は、之を實測圖上に就いてはかるに、ほゞ現今の曲尺と一致して居る。

而して曲尺の九寸七分五厘を以て一尺とし、之に依つて京址を實測したならば、地圖上亦ほゞ精密に當時の條坊の復原をなすことが出来るのである。

現行の曲尺はメートル法實施の爲に極めて微弱の相違を來したけれども、大體に於て享保年間八代將軍徳川吉宗が、紀伊熊野の神庫にあつた古尺を標準として造つたもので、是亦一種の古尺である。大和の法隆寺或は岩代の惠日寺に保存された一種の古尺は正に是で、屋代弘賢・平田篤胤等が、曲尺を以て古代の尺度と同一なりと言つたのは、此の實物に據つたものであつた。併しながら、一方に更に之よりも短

き數多の古尺が傳はつて居る。故に實際には、今の曲尺と同一の物と、是よりも短い物と、兩方が行はれて居たと言はねばならぬ。然るに記録上大尺・小尺の別はあつても、此の曲尺に當るものに就いては、何等傳ふる處がない。是れ思ふに制度以外の尺で、たゞ田舎の條里測量の場合にのみ、便宜上此の長き方の尺を用ひ、京内の條坊其の他の建築物等に關しては、短き尺を用ひたものであつたであらう。何によつて之を言ふ。

田舎の條里が現今の曲尺で測られた事は前記の如く、幸ひにして近頃續々發表せられる陸地測量部の實測圖に就いて知る事が出来る。大和・美濃・越前、其の他各地に略完全に保存されて居る當時の條里の遺影を、今の實測地圖に就いて測るに、殆ど悉く精密に曲尺に一致して居る事實を發見するのである。是も短距離の間の比較ならば、或は其の結果を疑ふべきなならんも、大和平野の如く南北約二百町近い程の長距離の間の平均は、ほゞ信すべきものとしてよからうと思ふ。但茲に疑ふ可きは、

度測地の制  
一町につき九尺の除地

秀吉の檢地と京間の使用

同じ時代に於て同じ土地を測るに、長短二種の尺を用ひた事の理由如何である。大寶令には地を測るに大尺を用ひ、其五尺を一步とすとする。而して其の大尺に二種の別がある事を言つて居らぬ。よつて思ふに、當時田舎の田地を測る場合には、必ず其の間に用水溝、或は通路の敷地を除地として見込まねばならぬ。其の除地の分として、一町に就き九尺、即ち六十歩に就いて一步半の延長を見込んだならば、一尺に就いて二分五厘微強の差を生ずるの結果となる。即ち當時の一尺に此の二分五厘微強を加へたるものを以て、條里測定の標準となしたものと解して宜からうと思ふ。されば現今の曲尺は當時の大尺にあらずして、田地を測定する爲に、特に溝渠通路の敷地を見込んで造つたものである。是が偶、法隆寺・惠日寺・熊野神庫等に傳はり、其の熊野神庫の物が吉宗將軍に依つて採用され、ここに享保尺となつて世に現はるるに至つたものと思はれる。

豊臣秀吉平安京の市區復舊を行ひ、當時の尺度にて四十丈を一町とした。隨つて此

徳川時代の檢地は田舎間

の時代に檢地した處は、總べて此の方針に従ひ、四十丈一町の法により、所謂京間六尺五寸となつて居る。其實は六尺三分の二を一步としたもので、之を六尺五寸と測るは、享保尺採用以後の換算の結果に外ならぬものと思ふ。徳川時代は六尺一步の法によつて居る。是は秀吉の設けた伏見の市街か京間即ち六尺五寸の法で設計され、徳川時代の都市が田舎間即ち六尺の法で出來て居るのを見てもわかる。江戸の市街にも、天正十八年の所謂御入國の際の古町は京間で、慶長霸府開設以後の新町は田舎間だとある事である。

古尺の觀察

法隆寺及び惠日寺に傳はつて居る一種の古尺は、其の實全長九寸八分左右にして、其の約半分だけに切目を設け、曲尺とほゞ同じ寸法を以て五寸を刻んで居る。其の全長九寸八分左右は、蓋し當時の普通の尺度の長さを示し、特に刻目を施したる分は、條里測定用の尺度を現はしたものと思はれる。是に就いて平田篤胤等は、此の五寸の刻目ある部分にのみ着目して、全長約九寸八分なることを顧みず、其の切目

以外の五寸弱の部分は、餘材であるとして之を捨て、古尺は曲尺と同一だとの説をなして居る。之に反して反対論者の方は、其の全長九寸八分左右なるものを以て當時の一尺とし、其の約半分に施した刻み目が、ほゞ曲尺に同じき事には注意を拂はなかつたものらしい。是れ共に、自己の説に利益ある方面にのみ着目したもので、何れも正當なる研究方法では無かつた。併しながら、此の約九寸八分なるものは、到底精密なる數で無い。理論上、京間・田舎間の換算通り、九寸七分五厘の制である。是が偶然にも奈良京東京極の内外の尺度の差に適中する事に依つて、當時の尺度が理論上九寸七分五厘なる事を實際上にも證明し得るのである。既に當時の尺度を知る事を得た以上は、更に進んで當時の都城の制、其の他の研究上、之を利用して明かにするを得る場合の多かるべきは言ふまでもない。

### 三 平城京内の道路と條坊の名稱

平城京内の 大路は幅各八丈。平安京の大路が場所によつて廣狭を異にするが如き事はなかつた。是は西大寺所傳の古文書の研究によつて證明せられる。大路には柳を植ゑてあつた。大伴家持天平勝寶二年三月二日、柳篠を攀ぢて京師を思ふ歌に

春の日に張れる柳を取り持ちて

見れば都の大路思ばゆ

とあるのは是だ。其東西に通するものは條を以てし、南北に通ずるものは坊を以てし、各數字を以て、一條・二條、一坊・二坊などと之を呼ぶ。但其或る特別のものには、固有名詞の傳はつて居るものがある。左京一條南路を佐保路と呼び、右京二坊大路を佐貴路と呼ぶの類是だ。此右京二坊大路は平安京にては道祖大路又は幸大路といふ。是は平城京の佐貴路の名を移したものらしい。

小路の幅は各四丈、是も平安京に於て見る如く、場所によつて廣狭の差ある類ではなかつた様である。其の二條大路の南の小路を押小路と云つた。興福寺北押小路の

名が海住山寺文書に見えて居る。而して平安京に於ても正に此の小路に當るものを押小路と呼んで居る。然らば平城京にては、大小の道路とも往々固有の名を有し、それが少からず平安京にも移されたものと察せられる。

坊にも亦名があつた。其の一を松井坊といふ。其の所在を明にする事が出來ぬを遺憾とするが、思ふに他の坊にもそれ／＼に和名があつたものと察せられる。平安京に松井小路がある。或は右の松井坊に縁あるかとも思ふ。

#### 四 宮城

宮城は二條以北にあつて、左右兩京各一坊の地を占め、通計四坊、約三百六十丈四方の廣さを有して居た。其の四周の牆壁には無論十二の門を開いて居たものと思はれ、其の中に中壬生門・的門などの名が傳はつて居る。壬生門は平安京に於て美福門の舊名、的門は郁芳門の舊名である。果して然らば、他の諸門も亦平安京のと同名

であつたものと思はれる。なほ此の事は長岡京の條下説く所にゆづる。

宮城内の殿堂は朝堂・大極殿・朝集殿・内裏・正殿等の名を始めとして、其の史上に見ゆるもの多く、ほゞ平安京に於て見る所のものを具備して居つた様である。殊に幸にも、大極殿以下朝堂の諸殿・諸堂は、殆ど完全に其の遺址を田圃の間に存し、千百餘年後の今日、なほ其の土壇は、崩されずして芝地となつて遺つて居る。是は平安宮城址が、度々の戦亂と、特に秀吉聚樂第建築の爲に取り崩されて、何等残る所がないのとは大いに趣を異にして居る。而して其の保存されたる殿堂址の配置は、ほゞ平安京のと同じものであつた。内裏址にも多少の芝地を存し、大内の名が小字に遺つて居る。思ふに亦ほゞ平安京内裏と同じ殿堂のあつたものであらう。但平安京にありては、大極殿以下の朝堂が朱雀門の正面にあつて、紫宸殿・清涼殿以下の内裏が、其の東北に偏在して居るに反し、平城京にては、内裏が正面にあり、朝堂が東北に偏在するの位置を取つて居た。是れ頗る注目すべき價値あるもので、時代によりて

政治に關する方面と、主として帝室に關する方面と、彼此輕重する所を異にしたもの  
のと思はれる。

此の平城京の條坊並に宮城の制は、後の長岡平安諸京の依つて則つた所のもので、  
事は更に其の條下に説明することとする。

萬葉	青丹よし奈良の都は咲く花の匂ふが如く今盛りなり	小野老
萬葉	紅に深く染みに心かも奈良の都に年の経ぬべき	作者不知
萬葉	秋されば春日の山の紅葉見る奈良の都の荒れらく惜しも	大原眞人
萬葉	淡雪のほとろ／＼に降りしけば奈良の都しおもほゆるかも	大伴旅人
萬葉	梅の花我は散らさじ青丹よし奈良なる人の來つゝ見るかも	作者不知
古今	古郷と成りにし奈良の都にも色は變らず花は咲きけり	平城上皇
詞花	古の奈良の都の八重櫻今日九重に匂ひぬるかな	伊勢大輔
玉葉	櫻咲く奈良の都を見渡せばいづくも同じ八重の白雲	大江国房

## 第九章 恭仁京附吉野・茅渟兩離宮・由義宮

### 一 恭仁京の地理

岡田の地  
岡田離宮  
巖の原わ  
きて流る  
る泉川

恭仁は山城國相樂郡瓶原村の地方で、木津川を隔て、南なる加茂村と共に、古へ之を岡田と言つた。岡田驛・岡田銅山などの名が夙に史上に現はれて居る。木津川其の中央を東西に流れて、地を南北に分かつ。延喜式に岡田鴨神社・岡田國神社の名相對して見えて居る。其の地風景に富んで。早く離宮の設があつた。元明天皇和銅元年岡田の離宮に行幸し、特に加茂・恭仁の二里の百姓に、物を賜はつたとある。

恭仁の地は一に水泉郷と言つた。木津川に泉川の稱があるのは此の地方である。古へ甕原と云つたのは、此の水泉と加茂との二郷の地の總稱であつたらしい。

甕の原わきて流る、いづみ川

いづみきとてか戀しかるらん

の歌は此の地を詠んだものである。今日では瓶原の村名は河北にのみ限られて居るけれども、奈良朝初期に歴史に見えて居る甕原離宮は、木津川を隔て、其の南に在つた。今の加茂村大字法華寺野の邊がそれだと思はれる。而して恭仁大宮は、此の甕原離宮とは川を隔てて北に在つた。恭仁京は更に之より廣く、水泉・加茂・相樂・大泊地方にまでも及んで居た。即ち今の瓶原・加茂の二村から、木津町・上狛村地方に涉つて設けられたものであつた。

## ニ 恭仁遷都の事情

恭仁京遷都の事は、極めて忽卒の間に行はれたもので、全く橘諸兄もろえの仕事と言はなければならぬ。既に記したる如く、平城遷都以來藤原氏の勢力は益々重きを加へて、天平年間には不比等の長子武智麿は右大臣となり、其の弟の房前・宇合・麿の三人は

共に參議となつた。一家四人悉く公卿に列したのである、當時内閣に於ては此の四人以外には、單に老朽に傾いた中納言多治比縣守及び參議鈴鹿王・大伴道足みちたると、其の外に橘諸兄とがあつたのみである。然るに天平九年の庖瘡が、此の藤氏の一公三卿を悉く仆したによつて、參議諸兄は忽ち一躍して、中納言を經ず直ちに大納言に昇り、それも在官僅かに四箇月で更に右大臣に進んだ。其の進級の速くなる前後稀に見る所で、一朝にして藤原氏の地位に代つたかの觀がある。

諸兄は元と葛城王と言つて、敏達天皇の曾孫、筑紫帥栗隈王の孫である。父美努王は官位從四位下治部卿兼攝津職大夫たるに過ぎなかつたが、母橘三千代は、如何なる故にか、後に藤原不比等の後妻となつて、光明皇后を生んで居る。加之其の身は宮中に仕へて内命婦となり、頗る勢力が有つた。天平五年三千代薨じて從一位を贈られ、死後までも尙、其の位に相當した食封資人等は、其のまゝ、家に賜はつて居る。かくて天平八年に、葛城王が其の弟佐爲王と共に奏して、母の姓橘宿禰を繼がん事

を乞うた。其の表文は母三千代の來歴と橘姓の由來とを知るに足るものである。其の文に曰く、

葛城の親母贈從一位縣犬養橘宿禰は上は淨見原朝廷(武)より、下は藤原大宮(持統)に逮び、君に仕へて命を致し、孝を移して忠となし、夙夜勞を忘れ、累代力を竭す。和銅元年十一月二十一日、舉國大嘗二十五日の御宴に供奉して、天皇忠誠の至を譽め、浮杯の橘を賜ひて勅して曰はく、橘は果子の長上にして人の好む所、柯は霜雪を凌いで繁茂し、葉は寒暑を經て彫(しづ)ます、珠玉と共に光を競ひ、金銀に交りて以て逾(いよ)く美なり、是を以て汝の姓は橘宿禰と賜ふなりと。而して今繼嗣なくんば、恐らくは明詔を失はん。伏して惟ふに皇帝陛下天下に光宅し、八挺に充塞し、化は海路の通ふ所を被ひ、徳は陸道の極まる所を蓋ふ。方船の貢、府は時を空うする事なく、河圖の靈、史に記を絶たず。四民業を安んじ、萬姓衢に謳ふ、臣葛城幸に時に遭ふの恩を蒙り、濫に九卿の末に接す。進むに可否を以てす。志忠を盡

くすにあり。身は降闕に隆にして、妻子家に康んず。夫れ王の姓を賜ひ氏を定むるは、由來遠し。是を以て臣葛城等願くは橘宿禰の姓を賜はり、先帝の厚命を戴きて、橘氏の殊名を流し、萬歳窮りなく、千葉相傳へん。

と。天皇之を嘉納して詔したまはく、

從三位葛城王等の表を省するに、具さに意趣を知る。王等情深く、謙讓にして、志は親を顯はすにあり。皇族の高名を辭し、外家の橘姓を請ふ。尋ね思ふに執る所誠に時の宜しきを得たり。一々表に依つて橘宿禰の姓を賜ひ、千秋萬歳相繼いで窮なからしめよ。

の橋氏繼承裏面

皇后光明子と同胞の親を有して居る。彼の情願の裏面以つて察すべきであらう。是より後葛城王は、姓名を橋諸兄と稱する事になつた。彼が皇族の尊を辭して、自ら請うて臣籍に降つた事は、一見如何にも謙讓のやうではあるけれども、其の實は母の姓を冒し、母の財を繼ぎ、更に藤原氏との因縁を深くし、富と權力を併せ得ようとする爲であつた事は疑を容れない。よしや諸兄に此の野心はなくとも、少くも橋諸兄となつて後の彼は、右の結果を齎らしたに相違ない。彼は大に光明皇后の歓心を得たのみならず、母三千代の遺勳を一身に荷うて當代の信任を厚くする事を得た。偶々藤氏の一公三卿悉く殞るゝの偶發事件が起つた。此の際に於て此の諸兄が、光明皇后の推舉により、藤氏の人々に代つて暫時の間に非常なる榮達をなしたのは、良といなきにあらずと言はねばならぬ。當時政府の要路に立つた者には、藤原氏では武智麿の長子として温厚なる豊成唯一人あるのみであつた。當時諸兄の顧問として隱然勢力の有つたものは、新たに支那留學より歸つた僧立昉及び吉備真備であつた。

藤原廣嗣の叛

東國行幸

と思はれる。彼等は此の度の政變に乘じて、深く諸兄に取り入り、多年養成されたる藤原氏の勢力を抑へて、こゝに新勢力を扶植せんと企てたものらしかつた。少くも藤氏の或る人々からはさう疑はれた。そこで天平十二年九月、藤原宇合の長子太宰少貳廣嗣は、立昉・真備を除くを名として、兵を太宰府に起した。云ふ迄も無く諸兄に反対する意味であつたらうが、憚る所があつてかく聲言したものに相違ない。而も彼は一舉にして脆くも敗れ、藤原氏は更に其の頓挫の度を深からしむるの結果となつた。此の廣嗣の叛は九州の如き遠隔の地に起つて、平城の都には何等事件を醸すに至らなかつたけれども、諸兄は之を奇貨として天皇に東國行幸を奏請した。何時お膝下に事變が起るかも知れぬ故に、暫く他へお避け遊ばす様と申上けたに相違ない。正に是れ天子蒙塵の御有様だ。時恰かも農時に際して、普通ならば行幸など有るべき筈では無いのであつたが、天皇は特に思召す處ありとの詔を發して、伊賀より伊勢・美濃に行幸された。無論諸兄は行幸陪從の一人である。參議豊成は平城宮

帝都

一九六

に留守として止つた。恭仁京遷都の議は、此の行幸中に決せられたものと見える。其の十二月天皇還幸の途に就かれて近江に歸らるゝに及び、諸兄は先發として恭仁に到り、都城經營の事に着手した。勿論さう直ちに出来るものではない。而も天皇は、近江より此の未成の新京に幸し、こゝに天平十四年の春をお迎へになつた。宮垣未だ成らず、繞らすに帷帳を以てし、新年の式を舉行して群臣の朝賀を受けられた。

大極殿の  
移轉  
遷都

急激なる  
遷都

恭仁經營

と言はねばならぬ。

恭仁遷都は極めて急激の間に計畫されたが爲に、経費の如きは無論不足であつた。舊京の大極殿等を移したのも、急を要する意味のみならず、又経費の不足なる結果であつたに相違ない。天平十三年九月七日造宮卿を任命し、翌八日造宮に備へんが爲に、畿内の役夫五千五百人を徵發し、着々工を進めたのであつたが、亦一方には豪家の寄附を求めて、之に依つて其成功を希望したが如き窮策をも敢てした。山城の豪族秦忌寸島麿大宮の垣を築き、正八位下より一躍十三階を越へて從四位下を授けられ、太秦君の姓を賜はつたが如き其の一例である。而も天平十四年正月には、大極殿尙未だ成らず、假りに四阿殿を造つて茲に百官の朝賀を受けられた事であつた。木津川支流の澤田川に橋を架する時の如き、畿内及び諸國の優婆塞を集めて之を役し、成るに隨つて得度せしめたもの凡七百五十人とある。是等は佛教信仰の結果であるけれども、一は彼等を利用して、工事を進めた事であつたと思はれる。

恭仁遷都  
と經費の  
支辨  
富豪の貢  
獻

使役

優婆塞の

### 三 恭仁廢都の事情

此の如くにして兎も角も恭仁京遷都の計畫は一旦成就した。號して大養德恭仁大宮と名づけた。而も諸兄の勢力は長く此の大宮を維持するに足らない。天平十四年八月、天皇更に近江國甲賀郡紫香樂村に離宮造營の事を命ぜられた。思ふに僧行基等の勸告から、茲に大佛を造り給はんとの思召であつたものと察せられる。天皇先きに河内の知識寺に行幸して盧遮那佛を拜し、茲に大佛建立の大誓願を起されたので、而して其の場所として、此の山間幽靜なる紫香樂の地が選ばれたのであつた。斯く恭仁大宮未だ完成せずして、一方に、紫香樂離宮造營の事が起り、爲に一旦恭仁宮造作の中止を命ぜらるゝに至つたが、其際に又他方より、難波遷都の議が起つて來た。此難波遷都は、言ふ迄も無く、藤原氏が橘氏の勢力を挫かんが爲に計畫したものである。難波宮は大化以來引續き存在したとは雖も、一時難波田舎と呼ばる、迄

に舊都として荒廢して居つたのを、藤原宇合神龜二年に知難波宮事となつて、之を都と都ぶる迄に莊麗に造り上けたのであつた。此の藤原氏に深い關係の有る難波の地に、忽ち遷都の議の起つたことは、橘氏に取つて甚だしい苦痛であつたに相違ない。後に諸兄の子奈良麿が謀叛を企て、事露はれて其の徒多く捕へられた時に、其の一人なる佐伯全成の自白する所に依ると、奈良麿の謀叛の計畫はすでに天平十七年聖武天皇難波宮に行幸の際に萌して居る。此の時奈良麿、全成を呼んで、今陛下御病重く皇嗣未だ定らず、恐くは變あらんかと云つたとある。又其の後にも奈良麿は全成に向つて、若し他氏あつて王を立てなば、吾が族徒まさに滅亡せんとす、願くは大伴・佐伯宿禰を率ゐて黃文を立て、君とし、以て他氏に先んじて、萬世の基をなさんと言つたとある。以て此間の裏面暗鬪の消息を知るべく、是を以て見ても恭仁京の經營が、橘氏の事業として起り、難波遷都の議が、其の勢力に反対する藤原氏に依つて企てられた事を察するに足るのである。

## 遷都諸問

此時に當つて天皇は、難波・恭仁の兩説何れに從はんかに迷はれて、群臣の意見を徵せられた。之に應じて恭仁京の便宜を述ぶる者五位以上二十三人、六位以下百五十七人、難波京の便宜を述ぶるもの五位以上二十三人、六位以下百三十人であつた。恭仁の方稍多かつたけれども、而も大體に於て可否の意見が殆ど相匹敵したものと謂ふべく、天皇其の適從する所に迷はれて、更に之を市人に問はれた。ところが恭仁京の市人は、折角住みついた所を去つて他に移るを迷惑とし、遷都を喜ばず、大多數恭仁に留らん事を願うた。唯、難波を希望する者一人、平城に歸らん事を希望する者一人あつたばかり。以て當時如何に一般人民が、遷都を苦痛としたかが窺はれる。然らば則ち、議は直ちに恭仁に決すべき筈であるに、而も難波京主張者の勢力は漸く強く、此くの如き市人一致の反対あるに拘らず、又有位者過半の不同意あるにも拘らず、よく反対説を壓し、遂に天皇を動かして、茲に難波行幸は事實として現はれた。天平十六年春正月十一日天皇難波に行幸し、二月朔日使を恭仁京に遣はして

## 離波遷都

## 決行

## 紫香樂京

驛鈴及び内外の印を取らしめ、諸司及び朝集使を難波宮に召し、二十日には恭仁京の高御座並びに大楯を難波京に搬び、此くの如くにして都は遂に難波と定まつた。左大臣橘諸兄も、勢ここに至つては亦已むことを得ず、乃ち詔を宣して難波を改めて皇都となすべき事を發表した。而も之が爲に恭仁京は全く廢せられたので無く、難波・恭仁双方相並び、百姓任意に往來すべしと見えて居る。

此の際亦紫香樂の離宮は引續き造營された。天平十六年三月十四日、恭仁京金光明寺即ち國分寺の大般若經を紫香樂宮に搬び、十一月十三日に至つて、茲に盧遮那大佛像の大骨柱を建てられ、愈々此の山間の勝地に於て、之が鑄造のとに着手された。天皇親臨して手づから其の繩を引き、元正太上天皇又其の地に幸せられた。斯くて天皇は、當初此地を以て佛法興隆の中心となされやうと思はれたものと解せられるが、如何なる故にか遂に帝都をも此山間の地に遷すべきこととなり、天平十七年春正月、即ち新京に遷り、山を伐り、地を開き、茲に宮室を造らしめられた。場所

は近江甲賀郡雲井村なる黄瀬の邊である。其の地山間にあつて、勿論帝都としては不適當である。されば當時上下此の遷都を喜ばざる者が多かつたと見えて、例に依つて附近の山林に頻に火災がある。偶々四月より五月に及んで地震屢々起り、天災地妖相次いだ。ここに於て天皇も御心に之を安んじ給はず、更に太政官諸司の官人を召して再び都を何れに定めんかを諮問された。然るに此の時にはもはや恭仁京を以て答ふる者なく、悉く平城復都を希望するに一致して居つた。是れ明かに橘氏勢力失墜の結果と見るべく、難波遷都の首唱者も、たゞ一時の方便より之を主張し、其の實平城を希望したものと察せられる。乃ち更に平城藥師寺に藥師・興福・元興・大安四大寺の衆僧を集め、何處を京となすべきかを問はれた。平城諸大寺の意見が平城復都希望にある事は云ふ迄もない。皆一致して答ふるに平城に歸り給はん事を以てした。是に於て天皇意を決して紫香樂宮を發し、恭仁京を經て平城の舊都に還られた。駕恭仁京泉橋に至るや、百姓遙かに之を望んで道の左に拜謁し、共に萬歳

を合唱したとある。是より恭仁の市人平城に移り、曉夜争ひ行く者、相接して絶ゆることなく、茲に五年にして平城は再び帝都の地となつた。

此際紫香樂宮は空しく、盜賊起つて火も亦消えない。即ち諸司及び衛門・衛士等を遣はして官物を收めしめ、又使を難波宮に遣はして、平城宮の鈴印を取らしめ、恭仁・難波・紫香樂等共に乗てられて了つた。かくて天平十八年九月には、恭仁京の大極殿を國分寺に施入した。今瓶原村に國分寺の遺址を傳へて居るのは、即ち當時の大極殿の所在地と見て宜からう。是と同じ意味のもとに、甕原離宮も國分尼寺即ち法華寺として施入されたものと見える。法華寺野は其の址で、古瓦の破片が今なほ發見される。此の如くにして諸兄の勢力の失墜と共に恭仁京は全く廢せられて了つた。

藤原・平城及び平安の都制は、中央に朱雀大路があつて、京城を左右兩京に分かち、朱雀大路の北に盡きる處朱雀門あり、大内裏は其の北部に設けられて居る。是は主として支那長安の制に則つたものである。然るに恭仁京は其地山間に在つて、此くの

右恭仁の左  
吉野行幸宮

如き規律整然たる都城を營む事が出來なかつた。恭仁の宮城は今の瓶原村中に造られたが、恭仁・加茂二郷の地のみを以てしては、當時の帝都たるには狹隘に失した。そこで更に西方、大泊・相樂の二郷に及んで、都城を經營し、其の間に在る鹿背山の西道を以て左右京を分つたとある。即ち宮城は左京の一部に偏在して居るもので、是は支那洛陽の都制に象つたものと思はれる。吉備真備等支那に學んで洛陽の都を熟知し、此の新しき知識に依つて新京の規模は定められたものであらう。

#### 附載一、吉野離宮

古代の吉  
野離宮

齊明天皇  
吉野宮

皇の末年に至つて、大海人皇子亦同一條件の下に此の地に籠られた。是れ即ち後の天武天皇である。萬葉集收むる所天皇の御製に、

よき人のよしとよく見て好しと云ひし

吉野よく見よき人よく見つ

是は天皇八年五月行幸の時の御製と拜せられる。以て如何に其の風景の御意に召されたかを見るに足る。持統天皇も亦屢々此の宮に行幸された。三年の正月、八月、四年二月、五月、五年の正月、四月などに此の事が見えて居る。天皇行幸の時に、柿本人麿の作った歌二首短歌二首、萬葉集にあつて、其の様子を見る事が出来る。

八隅し、我が大君の、聞こしをす天が下には、國はしもさにあれども、山川の清き河内と、御心を吉野の國の、花散らふ秋津の野邊に、宮柱太敷きませば、百磯城の大宮人は、船並めて朝川渡り、船競ひ夕川渡る。此の川の絶ゆる事なく、此の山の彌高からし、岩走る瀧の都は見れど飽かぬかも。

見れど飽かぬ吉野の川に常滑の

たゆることなくまた還り見ん

八隅し、我が大君、神ながら神さびせすと、芳野川瀧の河内に、高殿を高知りまして、上り立ち國見をすれば、たゝなはる青垣山の、山神のまつる調と、春べは花かざし持ち、秋立てば紅葉かざせり、ゆふ川の神も、大御食に仕へまつると、上つ瀬に鶴川を立て、下つ瀬に小網さし渡し、山川もよりて仕ふる神の御代かも

山川もよりて仕ふる神ながら

たぎつ河内に船出せんかも

是等の歌によつて、所謂吉野宮は今吉野山ではなく、雄略天皇の離宮のあつた吉野河畔の地たることが明かである。此の宮は奈良朝までもなほ保存されて、文武・元正・聖武諸帝の行幸があつた。爲めに吉野地方は大和國司の所管から離れて、別に吉野監と稱する一特別行政官廳支配の下に置いた。廢置年代精密に知る事は出來ぬ

が、恐らく元正天皇朝の設置であらう。和銅に吉野郡の名があり、養老五年頃のもと考定される國郡記事には吉野監の名が見えて居る。後、聖武天皇和泉監を廢したる頃に、此の監亦廢せられ、離宮も亦停止になつたものであらう。

### 附載二、茅渟離宮

吉野監と並んで、奈良時代には和泉監の設置があつた。其の設置は靈龜二年で、此の年珍努宮を作り、三月河内國の和泉・日根二郡を割いて此の宮に供し、四月更に大鳥・和泉・日根の三郡を割いて、和泉監なる特別行政官廳を置いたのであつた。かくて元正天皇は、養老元年二月と十二月とに和泉宮行幸があつた。然るに、天平十二年八月に至り、一旦之を廢して河内國に併した。もはや之が爲に特別行政官廳を置くの必要を認めなくなつたものであらう。併し之を以て離宮を廢したのではなかつた。天平十六年二月に、聖武天皇此の宮に行幸あり、七月と十月とには、元正太上

天皇の御幸があつた。其の後此の宮の事は所見がない。孝謙天皇天平神護元年紀伊に幸し、歸路日根郡深日行宮、及び新治行宮に驛を駐められたが、是は自ら別宮であらう。

## 和泉宮址

## 和泉國

和泉宮と云ひ、珍努宮といふ、もと同一で、其の場所は、後の和泉國府と同地であらう。之を珍努と云つたのは、古へ茅渟とあると同じて、和泉地方の總名であつたものと見える。天平寶字元年に至り、和泉國を復して河内より分置した。所管は和泉監の舊によるが、此の時はもはや離宮の爲の特別行政區でなく、普通の地方廳としたのであつた。國府址は泉州郡(舊泉州郡)國府村大字府中で、廳址は御館森とある。允恭天皇が衣通姫の爲に設けられた茅渟宮も亦或は同地か。但、舊說には泉州郡(舊日根郡)上之郷村の中、字中村の地が是で、土人衣通姫出生の地と稱し、古く享保頃までは、小祠があつたと傳へて居る。上古茅渟と云つたのは和泉南部地方であつたから、此の説も亦強ちに捨て難からう。奈良朝の和泉宮を珍努宮と稱したのは、

此の茅渟の名が、廣く及んだ爲であつたかも知れぬ。

## 附載三、由義宮

## 弓削行宮

稱德天皇天平神護元年九月、大和小治田宮より紀伊玉津島に行幸あり。御歸路和泉を經て河内に至り、弓削行宮に入御ました。弓削は大臣禪師弓削道鏡の郷里である。乃ち道鏡に太政大臣の官を授け、文武百官をして太政大臣禪師を拜せしむるに至つた。かくて河内・和泉二國に今年の調を免じ、特に又河内大縣・若江の二郡及び和泉の三郡の田租をも免ぜられた。其の後神護景雲三年十月に至り、車駕再び此の地に行幸あり、由義宮を以て西京とし、以て平城京に對し、河内國を改めて河内職とされた。由義宮は即ち曩の弓削行宮を高めたもので、河内職は是が爲に河内國の地位を進め、なほ左右京職・攝津職と同等の扱にした譯である。かくて寶龜元年正月、若江・大縣・高安等の諸郡の百姓の宅の宮内に入るものに、其價を給せられた。

## 河内職

併し此の宮造營の事は、道鏡の權勢の結果であつたから、此の年天皇崩じ、道鏡の勢力失墜と共に忽ち廢せらるゝの運命となつた。

由義宮の所在は、前記寶龜元年の頃には、其の域若江・大縣・高安三郡に跨がつて居つた。宮址は今の中河内郡曙川村大字八尾木だとも、八尾村大字別宮だとも云ふ。いづれ宮城の域は廣く涉つて居たものであらう。

### 帝都

二一〇

#### 讀三香原新都歌

作　者　不詳

明つ神我が大君の、天が下八洲の中に、國はしも多くあれ共、里はしもさはにあれ共、山なみの宣しき國と、川なみの立ち合ふ國と、山背の鹿背山の際に、宮柱太敷立てゝ、高知らず布當よなぎの宮は、河近み湍の音ぞ清き、山近み鳥が音どよむ。秋されば山もとどろに、狹牡鹿は妻よびどよめ、春去れば國へも繁に、岩ほには花咲きをゝり、あなあはれ布當の原、あなたふと 大宮所、うべしこそ我が人君は、君のまに聞こし給ひて、刺す竹の大宮しょと定めらしも。三日の原ふだきの野べを清みこそ、大宮所定めけらしも。

## 第十章 長岡京

### 一 長岡遷都の疑問

#### 疑問の一

桓武天皇の長岡遷都は、歴史上最も解すべからざる現象の一つである。既に記した如く、延暦元年には行政財政の整理を行つて、他の多くの官署と共に、多年設置の造宮省をも廢し、「今は宮室居るに堪へたり」との事を明言されたに拘らず、中一年を経て延暦三年に至り、忽ち長岡遷都の發表あり、七十餘年間固定したる平城の都是、一朝にして廢せらるゝの運命に遭遇した。是れ既に解すべからざる現象であるが、更に其の後延暦十二年に至る迄、前後十年間、新京の經營に非常なる努力と費用とを要したに拘らず、事業頓挫して功遂に成らず、而も改めて之を近接せる今の平安京の地に創むるに及んでは、事は極めて順調に進み、無事に其の完成を見るに

至つた。是れ亦實に解すべからざる現象である。長岡を棄て、平安に移るの表面の理由は、前者が費用のみ徒らに多くして、工事進捗せざるに當り、後者が交通の便多く、且つ風景の美に富めりとの爲であつた。然れども、これを局外より觀察するに、單に費用の點より言はば、十年の日子を費して、既に其の大部分を成就したる長岡京の經營を助けて、之を完成せしむると、一朝之を棄てて新たに平安京を營ましむると、何れが困難にして、何れが容易なるべきかは、殆ど問題にならぬ事である。又風景の點を言はゞ、長岡の美必しも甚しく平安に劣れりとは言ひ難い。よしや多少平安に及ばざるところあるとしても、此の位の理由を以て、彼を棄て之を創むるには不十分である、殊に其の交通の點に至つては、延暦六年十月の詔に、「朕水陸の便を以て都を此邑に遷す」とある如くて、長岡の方寧ろ平安に優るとも、決して劣らざるものと言はねばならぬ。何となれば、難波の要津を経て海路西に通ずるには、淀川の流に由るを例とし、而も其の船着きの津としては、平安朝に至つても尙、

長岡京交通の便

河陽即ち山崎の津を選び、若くは其の東なる淀の津を使用したものであつた。而して山崎若くは淀より長岡に到るは、距離最も近く、平安に到るは更に是より陸路數十町を経過しなければならぬ。又東の方逢坂越を經て東國に達するには、長岡より坦路直ちに東して山科に入るの平易なる、到底平安より坂を越えて迂廻しつつ行くの比ではないのである。されど假に其の表面の理由の示す如く、平安京が長岡京に比して多少交通上の便利ありとすとも、此の位の理由によつては、未だ以て大部分を成就したる都を棄てて、新たに其の附近に都城を營むには足らぬといはねばならぬ。果して然らば、何が故に長岡の都は突然計畫せられ、何が故に中途にして廢せらるるに至つたか。是は啻に其の都の顛末を明かにする上に於て重要な問題であるのみならず、更に此の間の歴史上の裏面を知る上に於て、最も興味ある題目であらうと思ふ。

## 二 遷都表面の経過

遷都表面の理由

長岡遷都の事は、其の表面に現はれたる事實より言はんには、事甚だ簡単である。都を遷すの理由は水陸の便を求むる爲だとある。成る程之を平城に比するに、其の至便なる言ふまでもない。されば延暦三年五月、突然遷都の議を定め、中納言藤原種繼・左大辨佐伯今毛人・參議紀船守等を造宮使に任じ、初めて都城宮殿を造營せしめ、諸國に命じて今年の調庸竝に造宮の工夫の用度物を長岡に運ばしめ、又公卿竝に内親王・夫人・尙侍等に、諸國の正稅六十萬束を賜はりて、宅を新京に造らしめ、百姓の私宅の新京に入る者にも亦、當國の正稅四萬三千餘束を賜ひ、七月には阿波・讃岐・伊豫の三國に命じて、山崎の橋材を上らしむる等、着々事は進行した。山崎橋は曩に行基の架したところ。今更に橋材を徵したのは、此の橋既に腐朽したれば、改め架して舊京との往來の便に供したものであらう。かくて十一月十一日、天皇此

山崎橋架設

の地に行幸せらるるまでに運んだ。工事を始めてより是に至る迄僅かに五ヶ月に過ぎない。以て其の遷都の如何に突然にして、火急なりしかを知ることが出来る。十二月二日詔して造宮に功勞ある者に位を授け、又役夫を上つた諸國に、今年の田租を免ぜられた、此の時造宮使從三位藤原種繼は正三位に、正四位上紀船守は從三位に叙せられ、又佐伯今毛人は參議に任せられ、以下それぐる叙位任官のことがあつた。かくて翌四年正月には、宮城既に成つて、天皇大極殿に御し朝を受けらるるに、其の議常の如しとある。以て工事進行の様子が察せられる。併しながら其成就したのは、實は宮城の一部分に過ぎずして、未だ之を以て完成したのでは無い。此年正月、使を遣はして攝津國神下・梓江・あらふの諱生野を掘つて淀川の水を三國川に通ぜしめられた。遷都の主眼なる水陸の便は、斯くの如くにして益々進められたのである。七月、更に諸國の百姓三十一萬四千人を徵發して、工事を續けしめられた。斯く諸事順調に進行して居た際に、偶々一大事變突發して、工事進捗の上に、非常なる頓挫を來

した。事は造宮使種繼の遭難である。

此の年九月天皇長岡を發して、平城宮に行幸になつた。是は皇妹朝原内親王が伊勢齋宮の選に當り、將さに神宮に向はれんとするを見送り給はんとてやあつた。此時皇太子早良親王・右大臣藤原是公・中納言藤原種繼等は、長岡京の留守となつて居つたが、偶々種繼刺客の爲に暗殺せられた。種繼は遷都の發頭人で、造宮使の長官である。其死が新京經營上に一大障礙を來すべきは言ふまでもない。されば延暦六年七月太政官院漸く成り、百官初て朝座に着くを得たけれども、其の後、工事は甚だしく遷延して、一向に渉取らない。翌七年九月の詔に依ると、「宮室尙未だ成らず、興作稍多く、徵發の苦百姓にあり」とある。斯くて延暦十年には、到底宮城諸門を新築するの見込もなくなつたと見え「九月遂に越前・丹波・但馬・播磨・美作・備前・阿波・伊豫等の諸國に命じて、平城宮の諸門を壞ち、之を新京に移し建つるの窮策を取るべく、餘義なくさるることになつた。造宮使の困難祭すべきである。此くの如くに

長岡京の廢止

して、尙工事完成せず、延暦十三年に至つて、遂に全然之を中止し、更に平安新都を經營することとなつた。是に於て長岡京は、十年の歳月と擧げて數ふべからざる莫大の経費とを、全然水泡に歸せしめ、悲しくもこゝに其の憐れなる終を告げて了つた。是はこれ表面に現れたる事實である。何が故に此の如き事件が起つたか。何が故に斯の如き始末を見るに至つたか。是は造宮使長官藤原種繼の事蹟を調べて見たならば、ほほ其の間の消息を解する事が出來ようと思ふ。

### 三 藤原種繼と長岡遷都

造長岡宮使長官藤原種繼は宇合の孫で、父を清成と云ひ、天平十二年に太宰府に據つて叛し、遂に橘諸兄をして恭仁遷都を敢てせしむるに至つた廣嗣と、奈良朝の末に方り、道鏡排斥の事に關して陰に陽に畫策到らざるなく、光仁天皇を擁立し、桓武天皇を皇太子と定むるに就いても、甚だしく辣腕を揮うた百川とを、其の伯父、

叔父として、而して後に平城上皇を奉じて平城遷都の復祚を企てた仲成及び栗子を、子に持つて居るのである。

## 廣嗣

良繼—乙牟漏(桓武后・平城・嵯峨母)

清成—種繼—仲成

母は秦朝元女

栗子

藤原宇合

田磨

百川—藏下磨—繙繩  
旅子(桓武女御、淳和母)

此の系圖上の關係を見たならば、種繼が如何なる人物であるかは、ほゞ察する事が出来やうと思ふ。種繼は實に尋常一般の貴公子ではなかつた。其の伯叔父廣嗣・百川に

も劣らざる程の辣腕家で、且、謀叛氣に富んだ者であつたに相違ない。殊に叔父の百川は、光仁・桓武の兩帝を擁立するに就いて大功が有つたにも拘らず、不幸にも早く死んで、未だ十分其の功に報いらるるに及ばなかつた。ここに於て種繼は其の甥として、百川の功を一身に負ひ、甚だしく桓武天皇の御信任を得た。續日本紀の著者種繼を評して曰く、「天皇甚だ之に委任し、中外の事皆決を探る」と。以て其の勢力の盛であつた事を知るに足る。彼は其の初に於て、進級極めて遅かつた。天平神護二年十一月、初めて從五位下に叙せられてより、寶龜五年七月從五位上に陞るまで、僅に位一階を進むに、約六年を要して居る。八年正月正五位下となり、十一年十二月正五位上となる迄にも、可なり手間が取れて居る。其進級は此時に至るまでは決して速かなりといふ事は出來なかつた。然るに百川の死後に於ける彼の陞進は、非常に速かなものである。彼は正五位上になつた翌月、即ち天應元年正月には、早くも從四位下に進み、同じ年の四月には從四位上となり、六月には正四位下となり、更

に正四位に進み、延暦二年四月には早くも從三位となつて、公卿の位階を得た。二十九ヶ月間に位を進められる事正さに六階である、斯くて延暦三年十一月には、更に正三位となつた。官も亦之に叶つて、天應元年五月左京大夫兼近江守となり、七月左衛士督に遷つて近江守を兼ね、翌延暦元年三月參議に任せられてこゝに相府に列し、兼左衛士督・近江守故の如く、翌二年七月更に式部卿をも兼ね、三年正月濟輩を凌駕して中納言に進み、式部卿・左衛門督・近江按察使を兼ねた。種纏の得意極まれりと言ふべきである。而して此の榮進が、百川の死後、特に桓武天皇即位の後に於て著しき事は、最も注意すべき現象であつて、彼が天皇に信任を得たことは、此榮達の速かなる一事のみを以て見ても、十分に知られるのである。光仁天皇は天智天皇の胤として、壬申亂以後皇位久しく天武天皇の御系統に移つた後に出て、百川等の推戴より、思ひの外にも御位に即かれた。桓武天皇は御生母の家系賤しとの理由により、容易に儲貳たるを得なかつたのを、是れ亦百川の熱心なる奏請によつて、

之を得られた。されば光仁・桓武兩帝の百川に負ふ所は、頗る多く、殊に桓武天皇に於て一層深い關係がある。然るに、此の二代の恩人なる百川は、不幸にして桓武天皇御即位前の寶龜十年七月に、官僅かに參議を以て薨じた。年四十八。長子の緒嗣は尙幼い。是に於て百川の遺勳は勢ひ其の兄弟に及ばなければならぬ。而も彼が兄弟は、多く彼に先つて世を去り、後には唯、參議田麿一人を存するのみで、其の田麿は天性恭謙、物に競うなく、式家の人々多く權謀術數に富んで居るに似ない。天平十二年廣嗣の叛に坐し、一旦隱岐に流され、間も無く歸つて後は自ら蟄淵山に隠れ、時事に與らない事となつた。百川薨じて後、此の溫厚の長者も忽ち拔擢を受けて中納言となり、間も無く大納言に進み、在官一年、更に右大臣になつて居る。而して之と同時に種纏が亦連りに榮達したのは、天皇百川の功を追憶せられて、之を其の弟及び甥に報いられたものと見なければならぬ。

斯くの如くにして種纏の棘腕を揮ふべき時機は到達した。彼が一躍中納言に進んだ

帝都

二二三

延暦三年の五月、突然遷都の議が発表された。而して彼は自ら造宮使長官の任に當つて居る。長岡遷都の事、一に種繼の發意に在つたのである。かく種繼が突然長岡遷都を計畫した事は、確かに當世の意表に出でたに相違ない。造宮省廢せられ、宮室満足なることを宣せられてより僅かに一年餘、其の間窘窮の財政上、何等餘裕を生じたとも思はれぬに、突然起つた此の遷都の發表は、甚だしく他の舊家諸氏の人々を驚かした。曩に天平十七年難波遷都の事のあつた時、橘奈良麿は自家の一大事として、當時既に謀叛の意志を固めて居つた。種繼が長岡遷都の計畫を發表した際に、他の舊家諸氏が自家擁護の爲に反対の意志を固めたとは、亦之に比すべきものであつたに相違ない。延暦四年天皇平城京に行幸されたる留守中に、彼が賊の爲に暗殺せられたのは、正さに此反対者の所爲である。當時種繼暗殺の事に關係した者は、曩きに橘奈良麿謀叛の際に之に黨した、大伴・佐伯等の諸氏が其重なるものであつたと思はれる。かくて其の大伴繼人・大伴竹良等は忽ち捕へられて、それ／＼に處

分を受けた。中納言大伴家持は此の時既に死んで居つたが、是も豫て謀に與つた故を以て、追つて所罰を受けた。更に事は引いて皇太子早良親王に及び、遂に位を退けられる事となつた。親王は桓武天皇の同母弟で、光仁天皇の夫人高野氏の所生である。斯くて種繼の榮達を害せんとした事が、却つて自ら其の勢ひを縮むるの結果を來したが、而も其の長岡京の經營は、種繼の死と共に頓挫するの已むを得ざるに至つた。是は財政上より来るべき必然の結果で、種繼ありて始めて供給を得べかりし北部地方に於ける秦氏の勢力と、及び秦氏と種繼との關係を觀察しなければならぬ。秦氏は秦の始皇帝の後と稱する弓月君の子孫である。此の弓月君は應神天皇の十四年に百二十七縣の民を率ゐて我に歸化したと言はれて居る。こゝに縣とは、猶後に郡といふ程のもので、其の種族の古來多かつたことは、之に依つても察せられる。

新撰姓氏錄及び日本紀等の傳ふるところに依れば、雄略天皇の御代に其の族九十二

真親王

山城北部

帝都

二二四

秦氏の富 部、一万八千百七十人とある。部は群の義で、後の郡に當る。次に欽明天皇の元年には、戸數七千五十三戸の多きに達したと見えて居る。大化・大寶の制に依ると、一郷は五十戸を以て標準としてある。假りに此の率を以て欽明天皇の時の秦氏の戸数を計るに、約百四十一郷に當つて居る。奈良朝養老頃に於ける全國の郷數は四千十二とある。假りに欽明天皇の頃亦此の郷數ありたりとせんには、秦氏の戸數は、全國戸數の約二十八分の一に相當するものと見てよい。秦氏の勢力の盛んなことは、此の一事のみを以てしても察することが出来る。

秦氏の富 彼等は全國到るところに分散して、工業に從事し、非常な富をなした。中にも山城北部は其の本據の地として、最も多く勢力を占めて居つたやうである。欽明天皇の朝山城國紀伊郡深草里に秦大津父といふものがあつた。いたく天皇の寵愛を受けて常に左右に近侍し、大いに饒富を致した。天皇後に之を大藏の吏に補し、前記七千五十三戸の秦人を統ぶべき秦伴造とした。富豪に金庫の監督を委した譯である。俗

にいふ伏見の稻荷、即ち深草なる官幣大社稻荷神社は、實に此の秦氏の祀つた氏神で、山城風土記に、此の地の富豪秦伊呂具といふもの榮耀のあまり、餅を的にして之を射た所が、其の餅が白鳥と化して飛び立ち、稻荷の神になつたとある。こゝにも深草の秦氏富有の傳説は傳はつて居る。葛野・愛宕諸郡の地方にも秦氏の族は盛で、官幣大社賀茂上下の社、同松尾神社なども、此の氏と關係深く、中にも葛野の松尾には、後までも秦氏の人が祠官となつて居る。別して葛野地方には秦氏の族多く、今も桂川の一部を大堰川と稱するが、其の名は秦氏が此處に大いなる堰を造つて、桂川の水を引き、葛野地方の平野を灌漑した爲であつた。これは秦氏の本系帳に見えて居る事で、此の地方に秦人の盛んであつたことは、此の一事のみを以てしても知る事が出来る。

更に聖德太子の時に秦河勝が太子の旨を承けて、獨力葛野の蜂岡寺即ち今の太秦廣隆寺を興した事は、如何に彼の富裕であつたかを示すに足るものである。大安寺三

## 帝都

二二六

綱記によると、近江栗太郡で僧房二十八宇を有する葦浦觀音寺も、川勝の開基だと傳へられて居る。凡そ葛野・愛宕・紀伊等、山城北部目貫の地はほほ秦氏の占有に歸して居たものと思はれる。中世の葛野郡嵯峨地方の田園を見ると、其際になつても、なほ墾田の持主が大部分秦氏であるのを見る。以て古代に於ける勢力察すべきで、義に秦島麻呂が、聖武天皇恭仁京經營の際、多大の貢献をなして重賞を蒙つたのも思ひ合される。其の秦氏の一人に朝元といふ人があつた。支那に生れて、詩を作り支那語を話すには巧であつたが、和歌が作れなかつたが爲に、或る時宮中のお會に列して、衆人皆和歌を奉るに當り、朝元ひとりこれに漏れて、科料を出したといふ逸話のある人であるが、彼れ夙に抜擢せられて、聖武天皇朝に主計頭かずべの頭に任せられた。主計寮は民部省の被管で、調度及び雜物を計へ入れ、國用を支度し、用度を勘勾するを掌るとある。聖武天皇東大寺の大佛を造り、數多の寺を營み、天下の富其の半を失つたとまで言はれる程に、國用多端にして財政上の遣り繰りに骨の折れた際に、

諸蕃人の一人として、特に此の衝に當つたのであつた。而して此の朝元の女が、彼れ種繼の母であるといふことは、此の際最も注意せねばならぬ。蓋、種繼の父清成、此の富豪と縁を結び、金權によつて自家の權勢を固めようとしたものであらう。長岡遷都の首唱者にして、造宮使長官たる種繼が、山城北部の豪族たる秦氏の外孫たることは、遷都問題を解決する事に就いて、最も多く注意すべき問題である。言ふ迄も無く當時は、政府の財政非常に困難なる際であつた。無論此の政府の力のみを以てしては、到底新京を營み、遷都を決行する事は出來なかつた筈である。恭仁京經營の際に於てすら、既に秦氏等多大の寄附行爲に俟つた程で、事は既記の通りであるが、長岡京造営の際にも、亦、同様の事が現はれて居る。延暦三年十二月造宮功勞者に恩賞の有つた際、山背國葛野郡の人正八位下秦忌寸足長は、宮城を築いて從五位上を授けられ、正八位上太秦公宅守やがもりは、太政官院の垣を築いて從五位下を授けられて居る。是は何れも種繼の募に應じて、其の姻戚にして地方の豪族たる秦氏

が、非常なる寄附をなしたものである。此の外にも、近江國の人從七位下勝首磨は、延暦四年二月より十月に涉り、悉く私糧を給して役夫三萬六千餘人を進めた爲に、外從五位下を授けられて居る。此人亦秦氏と同じく、諸蕃即ち海外歸化人の系たることは、注意すべき現象である。

今は等の諸現象を合せ考へると、何人もほゝ、種繼が此財政困難な際に當つて長岡遷都を實行せんとするに至つた、裏面の事情を推測する事が出來よう。種繼は實に其の姻戚秦氏の資力によつて、多年弊竇の蟠れる平城の地を去り、大伴・佐伯等從來藤原氏の榮達に對して快よからぬ舊家を出しぬき、平城に比して更に數層の交通上の便利ある長岡の地を、秦氏根據地のほとりに選定して、以て自家の權勢を固めようとしたに相違ない。其の弊竇として數ふべきものは種々あつたであらうが、中にも僧侶の跋扈の如きは、確かに其の一であつた。延暦二年十二月の詔によるに、京内の諸寺利潤を貪り、貧民の宅を質として錢財を貸し出し、利を廻して本となし、遂に

債主をして流離の已むなきに至らしむとある。多年朝廷の厚き庇護の下に立つて、遂に此の惡弊をはじめたのであつた。此の遷都によつて、種繼が自ら利すべきこと多きは言ふまでもないが、資金を給した秦氏亦、種繼と相寄り相俟つて、有形無形の利益を得べかりし默契があつたに相違ない。然るに種繼の横死はあらゆるものを見餅に歸せしめた。

#### 四 桓武天皇と百濟王氏

種繼が秦氏を始め諸蕃の人々によつて遷都を計畫したに就いては、恰も此桓武天皇の御代に於て、尤も都合のよい事情があつたのである。元來秦氏・漢氏等海外歸化の諸蕃人等は、其の數も多く、自ら團結心にも富んで居たであらうし、殊に非常な富を擁して居たが、社會に於ける地位は比較的低かつた。政府に用ひらるゝにしても、普通は學問工藝を以て、若くは外衛の兵士・舍人として、身を立つるに止まり、貴族

高野氏  
皇太夫人

間には幅の利かぬ家柄であつた。随つて、其の族人にして史上に名を止めて居るもの多いけれども、平安朝初に至るまで、未だ嘗て内閣に列した様なものはなかつた。從三位に叙せられて、公卿の列に昇つたものも、奈良朝を通じて僅に百濟王氏二人、高麗王氏一人あつたばかり。唯彼等は富を民間に有し、隱然潛勢力を養つて居つたに過ぎない。此の際偶々桓武天皇は、光仁天皇の皇子として即位された。光仁天皇の皇后は聖武天皇の皇女井上内親王で、其の御間に他戸親王ましまし、一旦皇太子にまで冊立されたのであつたが、故あつて母子共に廢せられた。桓武天皇の御生母は百濟王氏の女高野新笠たかののむささと云ひ、光仁天皇の夫人であつた。されば桓武天皇は、他戸親王が太子の位を廢せられて後も、母系賤しとの故を以て儲貳たることを得なかつた程であつたのを、藤原百川の熱心なる推戴によつて、皇太子となり、次で即位されたのである。こゝに於て諸蕃たる百濟王氏は、天皇の爲には外祖父の家となつた。是より天皇は百濟王家の人々を拔擢する事甚だ多く、諸蕃人一時に肩身を廣くした有様

諸蕃有力  
の代

で、其の族人たる和家磨わきのいへまろの如きは、遂に正三位中納言に昇り、死後從二位大納言を贈らる、程となつた。彼が延暦十五年始めて參議となるや、頗る世人の耳目を驚かしたものと見え、史官特に之を記して、「外人相府に入る之を始とす」と書いてある。隨つて他の諸蕃人も次第に頭を上けて來た。檜前漢人ひのくまのあやびとの族たる坂上刈田磨・同田村磨の父子の如きも、共に公卿に列して居る。桓武天皇の御代は實に諸蕃人に取つて有利の時代であつた。此の際巨萬の富を民間に有せし秦氏の如き諸蕃の人々が、社會に勢力を占め、其の地位を高むべき機會を捕へんとするは當に然るべきところ。而して長岡京は、實にかかる時代に於て經營に着手されたのであつた。秦氏以外に諸蕃の者の資を投じて工を助けたのも、當然のことである。

## 五 平城宮門の移建と長岡京の規模

斯くの如く長岡京の經營は、主として秦氏、其の他諸蕃有力者の寄附的行爲に頼つ

て、種織の計畫の下に始められた。其の事業は着々進行して居つた處が、一朝反對者の毒手にかゝつて、種織横死の結果、遂に頓挫を來したのは、寔に已むを得ぬ次第と言はなければならぬ。既に當事者の種織死去の上は、種織によつて始めて出資に意義を有した富豪も、もはや報酬の豫期されぬ事業に投資を繼續すべくもあらず、忽ちにして成功困難の狀態となつた。

長岡京の造營が、當時其の成功を危ぶまれた有様は、催馬樂に收むる左の歌に依つても知る事が出来る。

淺縁や濃きはなだ、染めかけたりと見るまでに

玉光る、下ひかる、新京朱雀すざかのしだり柳、

またい田るとなる。前栽・秋萩・撫子・しだり柳、

此歌の時代は明かでない。隨つてこゝに所謂新京朱雀の語は、平安京を言つたものだと解が從來多く行はれて居るけれども、詳しく述べて觀るに、必ず此長岡新京の

事を詠んだものに相違ない。何となれば、此歌の意味は、今かく新京朱雀大路に、淺縁や濃きはなだ色を染めかけたりと見る迄に、垂柳は景氣好く光を帶びて居る有様ではあるが、此新京も今に荒廢して、田園となるといふことを詠んだもので、之を平安京のこととしては、甚だ不吉でもあり、又實際にもあはず、そんな歌を催馬樂中に收める筈はないと言はねばならぬ。更に古く平城京の事として觀察しても、此の歌は到底不適當たるを免がれない。然らば其の中間に於て、長岡新京の到底荒廢すべき運命を諷したものと解して、初めて意味が明かになるのである。當時の事情、新京が廳て荒廢すべき事を言つて居るのは、此の際機微の消息を漏したものと言はなければならぬ。

長岡京經營の困難であつた様子は、七年経つてもまだ宮城の諸門が出來ず。延暦十一年九月に至り、平城京の宮門を毀つて遠く此の離れたる土地にまで移したといふ一事のみを以てしても、十分に察することが出来る。之に就いて從來誤りたる説が拾

芥抄によつて傳はつて居るが、偶然にも其の誤謬が、平城・長岡・平安諸京に關係して、都制上最も興味ある事實を提示して居るのは奇と言はねばならぬ。左に聊か之を辯明致さう。

平安宮門  
唐様の名

十二門の  
舊名

平安京宮城の諸門は、上東・上西の二門を除いては、いづれも唐様の好字を擇んで命じた特別の名稱がある。是は菅原清公の奏議に基づき、弘仁九年三月の詔によつて、天下の儀式、男女の衣服皆唐法により、五位以上の位記亦唐様となし、諸の宮殿・院・堂・門・閣等、皆新額を着けしめたとある時の改定で、もとは和風の名があつたのである。其の數十二。是は飛鳥板蓋宮以來既に然る處で、藤原宮に海犬養門<sup>あまいぬかん</sup>あり、平城京に中壬生門<sup>みぶく</sup>・的門<sup>いづな</sup>の名のあつた事は、既に記した通り。然るに今拾芥抄の誤つたる記事によりて、ゆくりなくも他の諸門の由來を知る事が出来るのである。

拾芥抄宮  
門の記事

よつて訂正すれば次の通り。

尾張・美濃の二國殷富門を造る、伊福部氏なり。

越前國美福門を造る、壬生氏なり。

若狭・越中の二國安嘉門を造る、海犬養氏<sup>あまいぬかひ</sup>なり。

丹波國偉鑒門を造る、猪養氏<sup>いのやかひ</sup>なり。

但馬國藻壁門を造る、佐伯氏なり。

播磨國待賢門を造る、建部氏なり。原文「山氏」に作る

備前國陽明門を造る、山氏なり。原文若犬甘氏に作る

備中・備後の二國達智門を造る、丹治比氏なり。

阿波國談天門を造る、玉手氏なり。

伊豫國郁芳門を造る、的氏<sup>いづな</sup>なり。原文達部氏に作る

○○國皇嘉門を造る、若犬甘氏<sup>わからぬかひ</sup>なり。原文此の門の記事を脱す

○○國朱雀門を造る、伴氏なり。上同

同十三年冬十月二十三日、天皇南京より北京に遷る。

右の記事は無論之を平安宮の事として引用したので、隨つて從來之を解するもの、亦之を平安宮の事だとして扱つて居る。併しながら、熟々之を觀るに、斯くては種種矛盾を生じ、解すべからざる事が出て来る。先づ國が門を造つた事と、某々諸氏が門を造つた事とは兩立せぬ。國が之を造るとは、國司に命じて、國府の事業として之を造營する事で、某々諸氏が造つたとは、是等の氏人が造營した事の意味である。然らば同一の門を國が造り、又某々氏が造る事は不可能であらねばならぬ。其の國之を造るといふ事は暫く措く。其の某々氏之を造るとは、確に平安京での事ではない。宮城門の唐様の名は弘仁九年の改稱で、其前は和名であつた事既記の通り。而して其の和名は、悉く右列舉したる諸門造營の氏名と一致して居る。乃ち知る、宮城十二門の名はもと豪族の寄附行爲に成り、而して其寄附者の名を表彰する爲に門

に命じたものであつた事を。而も其の事件は決して平安京での事ではない。是は其の門名が平安京に至つて始まつたものでない事を見て知られる。續日本記の記事を見ると、安嘉門の原名なる海犬養門は既に藤原宮にも存して居つた。美福門の原名なる壬生門（平城には中壬）生門とある、郁芳門の原名なる的門は既に平城宮にも存して居つた。して見ると海犬養氏が安嘉門を造り、的氏が郁芳門を造り、壬生氏が美福門を造つたことは、少くも藤原京、若くは平城京での事だと言はねばならぬ。なほ更に推測を加へるならば、其の他の諸門の名も、悉く藤原京に於て既に有つたものと言つてよからう。依て思ふに、拾芥抄の此の記事は、是等の諸門を最初に造つた諸氏の名を掲げ、隨つて其の門の名を命ずるに至つた由來を記したもの、更に某時代に是等諸門に關係した國名と混同し、之を延暦十二年の平安京に於ける事として誤り記したものと言はねばならぬ。果して然らば、此の記事は何時の事であらうか。本書記して曰く、「天皇南京より北京に遷る」と。南京とは南都即ち平城である。桓武天皇が平城

から遷られたのは平安京ではなくして長岡京であつた。殊に其の列記してある諸國名は、實に延暦十年九月諸國に課して平城宮の諸門を長岡宮に運ばしめたとある、其の諸國名と殆ど一致して居るのを發見する。たゞ後者は越前・丹波・但馬・播磨・美作・備前・阿波・伊豫等の國とあつて、前者には更に其の外に若狭・越中・備中の三國を數へ、美作を漏らして居るの差があるけれども、是は續日本紀が某々等の國として一部の國名を略し、拾芥抄には皇嘉・朱雀二門の記事を脱して居るから、こゝに美作の名はあつたものと解してよからう、ともかくも此の國名は、平安京での事ではなく、平城宮の諸門を長岡宮に移さしめた時のもので、隨つて拾芥抄の此の記事に、延暦十二年といふのは十年の間違で、事は長岡宮に關するものに違ひなからう。果して然らば、長岡京に於ても、平城・平安と同一の名を有する十二の宮城門があつた事が知られると同時に、それ等の門は恐らく藤原京以來名稱を踏襲して居るものだといふ事がわかるのである。是等の事は、此の長岡京の宮門移轉の記事が、たま

たま拾芥抄に依つて、誤つて平安京の事實に混同して傳へられて居るのによつて、推測するの便りを得たことである。

長岡の名  
大極殿址

長岡京の名は、北方より長く延びて、今の向日町の邊にまで來て居る長々しい丘陵から起つたものであらう。其の宮城の所在は、其の長岡の南端即ち向日町のあたりを主要部としたもので、京城は是より左右に亘り、南方に延びて居つたものと察せられる。今向日町の市街の東方に、長岡宮大極殿址の碑が建設されて居る。其の地は方一町ばかりの小字を大極殿と言つて居る所で、其の北に接して小字を荒内と稱する。荒内は大津京に於て見るところの蟻の内と同じく、荒廢したる内裏の稱を傳へたものに相違ない。乃ち大極殿の小字と相待つて、宮城所在を明示して居るものと言つて宜い。其の規模は明かならぬが、思ふに平城・平安に似たものであらう。京城の廣袤が果して如何なるものであつたか、之を知るの便りの無いのを遺憾とするが、併しながら、次に營まれた平安京が、前の平城京を僅かに擴張した大きさを有するに

過ぎないことから考へて見ると、其の中間なる長岡京も、略、兩者に似たものであつたらうと思はれる。其の地は東南の一隅、淀の低地に續いて幾分低濕の嫌ひは有つたであらうけれども、後世の歴史家が普通に想像する如く、其地狭隘にして帝都を造るに不適當であつたが爲に、中止して平安京に移つたといふが如きものではない。如何に種々匆卒の際の調査とはいへ、京城の廣狭に就いては多年平城京で経験した後をうけて、さる不都合なる場所の選定があらうとは思はれぬ。宮城を設計した際には百姓の私宅の宮内に入るも五十七町とある。平城京の宮城六十四町。尤も此の京内の一町は、京外條里の一町よりも廣い事は既記の通りで、其の六十四町は道敷を込める百町以上に當るのであるが、併し茲に長岡京に於て五十七町の百姓の宅地を徵發したことは、必ずしも是が宮城の全部として見るを要しない。隨つて之に依つて其の宮城が奈良・平安より狭かつたといふことを認むるの材料とはならぬのみならず、五十七町の宅地には、必ず之に附屬する幾多の土地も有るべく、その以外の場所も少からぬことであつたと察すべきもので、長岡京の宮城が、奈良・平安と略々均しいものであつたことは、認めて宜からうと思ふ。

長岡京には言ふまでもなく、朱雀大路があつて、既に垂柳が植ゑられて居た事は、前記催馬樂の歌によつて知られる。大小道路の割り方並に名稱までも、恐らくは平城京のを其のまゝにうつし、次に平安京に取り次ぎしたのであつたかも知れぬ。平安京の小路に猪熊の名があり、長岡京にも亦此の名が傳はつて居る。更に後に平安京の條下述ぶべきが如く、平城京の街衢の名が平安京に存するもの少からぬに徵するに、其の中間なる長岡京の事亦察するに餘ありと謂はねばならぬ。即ち大體に於て長岡京の規模及び設計は、平城・平安と大した變りの無かつたものと認めて宜からうと思ふ。

## 六 長岡遷都の年時の疑問

遷都說  
延暦七年

長岡遷都の事は延暦三年に行はれたものであつて、十一月十一日天皇長岡宮に移り給ひ、翌年正月新宮の大極殿にて朝賀を受けさせられた事は、續日本紀之を明記して疑を容れない。延暦十三年都を平安に移す際に、十年功遂に成らずと見えて居るもの、之を裏書して居るかの觀がある。但此の記事は、宮城造營工事を云つたもので、直ちに遷都の證とはならぬ。ところで、三代實錄に見ゆる貞觀六年大和國の奏言に依ると、平城舊京は延暦七年に都を長岡に移してより茲に七十七年、都城道路變じて田圃となると見えて居る。年代を計るに、延暦七年より貞觀六年まで、まさに十七年であるから、茲に延暦七年とあるのは、必しも三年の誤寫だとは言へない。隨つて當時の大和國府の記録には、延暦七年遷都の事に書いてあつたものと認めねばならぬ。是は彼此矛盾のことであつて、頗る疑を容るべきものだと思はれるが、更に考ふるに、天皇延暦三年に長岡京に遷幸まし在ました事は事實にして、而して此時を以て續日本紀は其事實を直寫し、而も大和の國府の解釋では、其の後延暦七年に

至つて、都はいよいよ新京に移つたものだと認めて居つたものと思はれる。成程延暦三年に遷幸が行はれたけれども、事迄卒の間に起つて、此時果して之を遷都だと發表したか否かは疑はしい。隨つて大和の國司に於ては、當時は未だなほ平城京を以て帝都と認めて居つた事かも知れない。近く例を明治の東京遷幸の事に見るも、其の始は唯天皇臨時に東京に行幸して、茲に政治みそなはを覽御みそなはすの趣であつて、事實は兎も角、表面上は京都は依然として帝都であつた。之に對して東京は單に東の都として、支那の長安に對する洛陽の有様であつたに過ぎない。間もなく京都に遷幸あり、再び東京へ行幸になつたのである。隨つて府縣の順序の如きも、先づ京都を第一とし、東京を之が次ぎに置くの例であつた。明治四年に至つて更に府縣の序次を改め、此時たゞ何となく東京を第一に置き、京都を第二に下した。されば若し嚴格に、明治の東京遷都の日を論じたならば、是は明治元年初度の東幸の時を以てすべきものか、或は此時は天皇一旦京都に遷幸ましましたものであるから、二年に再び東幸と

なり、其の儘蹕を此の地に駐められた時を以てすべきか、或は更に明治四年に府縣の位次變更の時を以て遷都とすべきものか。是は永く疑問となつて残らうと思はれる。長岡遷都の際の如きも、延暦三年天皇崩卒に新京に移られたけれども、翌四年には一旦平城宮に行幸の事もあつた程で、内實種繼が長岡遷都を實行した事は、猶、明治の初年の東京遷幸と似たものであつたかも知れない。隨つて其の實は、何時をいよ／＼遷都の日と定むるか明かならぬが爲に、續日本紀の編者は延暦三年の遷幸の事をのみ記し、大和國府に於ては後に至る迄尙、延暦七年を以て遷都の年と解して居つたものかとも思はれる。

學校官署等の位置を自己の町村に定めようが爲に、敷地や建築費の寄附を申し出でる事がある。鐵道の停車場をお前の町村に置いてやるからとて、土地金員等の寄附を強請する事もある。種繼と秦氏と長岡遷都との間にも此の關係が認められる。昔も今も人情に變りはない。

## 第十一章 平 安 京

### 一 平安遷都の疑問と遷都表面の経過

長岡遷都の事實が突如として起つて、史上其の理由が甚だ不明であると殆ど同じ程度に、平安遷都の事も亦甚だ不可思議なる史上の一現象である。普通教育上の歴史の教科書などを見ると、奈良の土地が交通不便にして、膨脹せる當代の政府の所在地としては、頗る不適當であるが爲に、桓武天皇は交通便利なる山城に都を移されたといふ、長岡も平安も一つにした、極めて簡単なる解釋に満足して居るけれども、是は歴史上何等の説明を與ふるものではない。稍進んだところでは、長岡京は土地狭隘であるとか、平安京の方が交通が便利で風景がよいとか、長岡の方費用が嵩んで始末がつかなかつたとか、首唱者種繼が横死した爲であるとかいふ説明を下して

## 帝都

二四六

居る。成る程種織の横死が重大なる原因を成して居る事は言ふまでもない。併しながら造宮使長官の交迭は、必しも其の造営中の都を廢し、已に投じた多大の経費と努力とを冗ひだにして、更に其の附近に新に都を造らしめるの理由にはならない。現に平安京に於ても、當初の造宮大夫藤原小黒麿は間もなく薨じて、和氣清麿代つて之に任せられた實例が近く存在するではないか。其他の以て理由となす所のものが、亦何れも此重大なる問題を解決するに足らない事は、既に長岡京の條下に説いた通りで、平安遷都の真相は、全く秘密の中に隠されてしまつた状態になつて居る。特に此の平安遷都の事に關しては、不幸にも此の時代の歴史たる日本後紀の此の邊の條が散逸して、後世に傳はつて居らぬが故に、一層其の由來を知るに困難を感じる次第である。

併しながら、其の表面に現はれた處は相變らず甚だ簡単で、交通の便利と、風景の美との二つが、重もな理由になつて居る。延暦十三年十月二十八日の詔にも、「葛野

の大宮地おほみやさきは、山川もうるはしく、四方の國の百姓のまるで出來んことも便たよにして云々」。とある。今其の遷都の事蹟の史に傳はれるものを拾ひ集めて見ると、ほゞ其の経過を知る事が出来る。長岡京の経過困難を極め、平城宮の諸門を毀ちて之を運ばしめた程の窮策を講じた延暦十年九月を後る、僅かに四箇月、延暦十三年正月に、桓武天皇葛野郡に行幸があつた。是は單に行幸とのみ史に見えて居るけれども、和氣清麿傳の記する所によると、長岡の造営遅々として進まず、費す所計るべからざるを見て、潛かに奏して葛野の地を相し、都を遷さんと請うたとある。然らば此行幸は、新都の候補地を御覽になる爲であつたと察せられる。同年の五月にも、九月にも、十一月にも、再參行幸があつた。斯くて翌十二年正月十五日に至り、大納言藤原小黒麿・左大辨紀古佐美等を遣はして、葛野郡宇太村の地を相せしめられた。是は明かに都を遷さんと爲だとある。越えて二十一日には、早くも長岡宮を壞たんが爲に、東院遷御の事があつた。宇太村調査の後僅かに七日にして此の事のあるは、如何に

遷都表面  
の理由  
和氣清麿  
の密奏

遷都發表

遷都の實行が火急であつたかを見るべく、其の計畫は夙に内部に熟して居つて、發表と共に早急に事に着手し、其の間亦異議を容るゝの餘裕なからしめたものと見える。翌二月二日には、參議壹志濃王等を遣はして遷都の事を賀茂大神に奉告し、三月朔日には車駕新京を巡覽あり、新京宮城内の百姓の地三十四町に對して、三年間の價を給し、其の十日には復壹志濃王等を伊勢に遣はして、太神宮に奉幣し、同じく遷都の事を告げ奉らしめられた。かくていよいよ十二月に至り、勅して新京の宮城を築かしめ、五位以上及び諸司の主典以上をして、役夫を進めしめられた。天智天皇及び岡宮天皇・光仁天皇の山陵に遷都の由を奉告したのは、其の二十五日である。天智天皇は即ち桓武天皇の曾祖父、岡宮天皇は祖父施基親王を追尊し奉りたる御名で、光仁天皇が御父に渡らせられる事は云ふまでもない。七月廿五日天皇親しく新宮を巡覽せられ、造宮使の官員等に恩賜があつた。造宮使設置の事は不明であるが、其の長官たる造宮大夫は北家房前の孫藤原小黒麿で、次官たる造宮亮には、皇太夫人高野

新笠と同じく百濟人の系たる菅野眞道が、翌十四年二月に任せられて居る。中宮大夫として専ら中宮高野太夫人に仕へ、後に造宮大夫に任せられた和氣清麿及び其の姉廣虫即ち法均尼、小黒麿の子葛野麿等が、直接間接に遷都及び造宮の事に深い關係を持つて居たことは言ふまでもなからう。八月十日には京下の諸山に屍を埋め、及び樹木を伐ることを禁ぜられた。是より先き延暦十一年八月、京城に近きを以て紀伊郡深草山の西面に葬むることを禁ぜられたが、是は長岡京の爲であつたので、こゝに至つて平安京附近一般に及ぼされたものであらう。二十六日再び京中を巡幸し、日暮長岡宮に還幸あり。九月一日には京城の町割すでに成つたと見えて、菅野眞道、藤原葛野麿等をして、新京の宅地を班給せしめられた。十一月二日三たび新京を巡覽し、右大臣藤原繼繩の別荘に幸して五位以上に衣を賜はつた。繼繩の別荘は高橋津とある。桂川の畔に早くより有して居たものであらう。翌延暦十三年正月元旦には、長岡宮殿既に壞たれたるが故に朝賀の式を廢せられ、四月廿八日には、四たび新京

長岡の東西市移轉

を巡覽し、再び繼繩が高橋津の莊に幸された。かくて六月に至りては、都城の設備も既に整ひたるものと見え、諸國の役夫五千人を發して新京を掃はしめ、七月朔日東西の市を新京に遷し、且つ市人をも遷らしめた。こゝに至つて長岡京は事實上空しく、平安新京は殷賑なる都會となつた次第である。七月九日には、高野夫人の姻戚たる百濟王氏の族竝に和氣廣虫等十人に、稻一萬一千束を賜ひて新京の家を造らしめ、九月二十八日には、諸國の名神に奉告して遷都と征夷との事を告げ、かくて十月十二日に至り、車駕新京に遷りて、こゝにいよ／＼平安遷都は實現された。彼の新京が景色もよく、交通便利なりとの詔は、其の二十八日の事である。此の日愛宕・葛野の二郡今年の田租を免じ、賀茂・松尾の神に位階を加へられた。越えて十一月一日、詔して曰く、「山勢實に前聞に合ふ云々、此の國山河襟帶自然に城をなす。斯る形勢によつて新號を制すべし。宜しく山背國を改めて山城國と爲すべし。又子來の民、謳歌の輩、異口同音に號して平安京といふ。今宜しく之に隨ふべし云々。」と。又

山河襟帶  
の詔

大津復號  
曰く、「近江國滋賀郡古津は先帝の舊都なり。今輦下に接す。宜しく昔の號を追ひて改めて大津と稱すべし」と。

斯く遷都の事すでに了れるも宮城未だ完成せず。延暦十四年正月には大極殿未だ成らざるの故を以て朝を廢し、侍臣に宴を紫宸殿に賜はつた。其の十六日にも侍臣を宴し踏歌あり、其の歌、

山城顯樂舊來傳、 帝宅新成最可憐、

郊野道平千里望、 山河檀美四周連、

新京樂、平安樂土萬年春

冲襟乃眷八方中、 不レ日爰開億載宮、

壯麗裁規傳ニ不朽、 平安作號驗無窮、

新京樂、平安樂土萬年春

新年正月北辰來、 滿宇韶光幾處開、

麗質佳人伴ニ春色、 分行連レ袂舞ニ皇垓、

新京樂、平安樂土萬年春

卑高泳ニ澤治ニ歡情、 中外含レ和滿ニ頌聲、

今日新京太平樂、 年々長奉我皇庭

新京樂、平安樂土萬年春

造營工事  
繼續

是より引き続き工事進捗し、翌延暦十五年正月朔日には、新宮大極殿高御座に御して朝賀を受けらるゝまでに至つた。而もなほ造宮の工事は繼續し、七月には造宮職の官位を中宮職に準ぜしめ、造宮大夫の任命あり、翌十六年三月には更に遠江・駿河・信濃・出雲等の國をして、雇夫二萬四千人を進めしめ、以て造宮の役に供せしめられた。斯くとも尙延暦十八年に至つて、豐樂院未だ成らず、蕃客竝に五位以上に宴を賜ふに、大極殿前龍尾道上に假殿を作つて間に合せた程で、工事は延暦二十四年造宮職廢止まで繼續した。

造宮職廢止事情

桓武天皇  
仁慈の詔

造宮職廢止の事情は、當時征夷と造宮との事相續いで、人民重課に苦しむを憐み給ふ聖慮に出でたのであつた。此の頃公卿に下し賜はつた綸旨に、「營造未だ已まず、黎民弊あり、彼の勤勞を念ふに、事須らく矜恤すべし。しかのみならず。時災疫に遭ひ、頗る農桑を損ず、いま年ありと雖未だ業に復するを聞かず、宜しく事を量り、優矜して存濟を得しむべし」とある。是に對して公卿一同より十二月七日種々時弊を救ふの議を上つた。又此の時勅により、中納言藤原内麿殿上に侍し、參議藤原緒嗣と、同菅野真道と、天下の徳政を論じた。緒嗣言ふ、「方今天下の苦しむ所は軍事と造作となり。此の兩事を停めなば百姓之に安んぜん」と。之に對して真道は異議を確執して聞かなかつたけれども、天皇は緒嗣の議を善しとして、遂に造宮職は廢せらるゝ運命に遭つたのである。事は此の月十日で、其の事務を木工寮に併したが爲に、寮の事務繁多となり、翌大同元年二月三日、史生六員を加へて十二員となしたとある。されば此の後も、小規模ながらも造宮の工事はなほ引き續いて居たもの

長岡京廢

此の間長岡宮の方は夙に廢して、京内の地亦漸次に田園と化し、屢々之を諸王・諸臣に賜はつた。延暦十六年正月には菅野眞道に一町を、二月には大伴親王(後に淳和天皇)に二町を、三月には多治比邑刀自に五町を、大田親王に一町を、十八年正月には藤原奈良子に一町を、七月には菅野池成に一町を、各給賜された事が見えて居る。

以上は遷都に關して表面に現はれた事實であるが、是では未だ以て、何が故に長岡宮すら成就せぬ程に財政困難な際に此の新京を始められたか、何が故に長岡宮に於て成就しなかつたものがこゝでは無事に成就したかがわからぬ。之が解説を與ふるの鍵は、長岡京に關して種々の研究が必要であつたと同じ様に、前の造宮大夫藤原小黒磨と、後の造宮大夫和氣清磨との研究によつて得られるのである。

## 二 平安遷都の真相

秘密を開く  
の鍵

和氣清磨

平安遷都の疑問を解決すべき最初の鍵は、清磨傳に、長岡宮造營行き惱みの際、清磨潛に奏して遊獵に托して葛野の地を相せしめ奉り、更に上都を此に移すとある、此の「潛奏」の二字にあらうと思ふ。兎も角清磨が當初から此の遷都に重要な關係の有つた事は疑を容れない。清磨は藤原百川等と共に奈良朝の末に於て、道鏡排斥の事に當つた人で、後に中宮大夫として高野皇太夫人に仕へ、更に民部卿兼造宮大夫となり、政治上にも種々關係の多い人である。又清磨と共に平安遷都の事に當つた小黒磨は北家の房前の孫で、式家の宇合の系統たる種々等とは自から縁が遠い。曩に種々の殺されたのは、勿論大伴・佐伯等舊家諸氏の反抗によつた事ではあるが、而も事は皇太子早良親王に連坐し、之が爲に親王は儲位より廢せられ、食を絶つ拾餘日にしてなほ死せず、淡路に流さる、途中に息絶えたといふ、最も悲惨なる最期を遂げらるゝこと、なつた。親王は桓武天皇の皇弟で、天皇と同じく高野皇太夫人の子である。されば其の皇太子となられたに就いては、天皇と同じく、直接間接に百

藤原小黒磨

良親王

廢太子早良親王

川に負ふ所が多い。然るに其の皇太子が、百川の子の種織を暗殺するに至つた徑路は、十分之を明にするとが困難であるが、水鏡の説には、天皇遊幸を好んで常に政治を太子に委ねられたにつき、或る時太子は佐伯今毛人(いまどひ)を參議に任せられた所が、種織異議を唱へ、佐伯氏の人にして此の官に任せられたるものなしとて、之に反対し、天皇爲に今毛人の官を奪つて從三位に叙せられた。太子之を恨んで種織を殺さんと請うたが天皇之を聽されず、却つて政治の御委任をやめられるに至つたので、遂に種織暗殺の舉に出でたのだといふ。或は此の様の事があつたかも知れぬが、由來此頃の大伴・佐伯の徒は、時代の反抗兒で、夙に藤原氏の榮達に對して反対の態度を執つて居る。橘奈良麿に黨して藤原仲麿を仕さうとしたのも彼等の一族であつた。藤原良纏に黨して恵美押勝を殺さうとしたのも、大伴家持・佐伯今毛人等の仲間であつた。而して今回之事、亦原因を此の今毛人に有して、家持等が事に與つて居る。して見れば、近因は參議取消一件にあつたとしても、其の根抵は頗る深い所にある。

高野皇太夫人  
高野皇太夫人  
早良親王の崇と御靈神社

と言はねばならぬ。而して太子は、實に此の大伴・佐伯に黨して、彼の悲慘なる最期を遂げられたのであつた。此の事が甚しく御生母高野皇太夫人の心を惱ましめたるべきは言ふまでもない。桓武天皇は特に御生母の爲に中宮職を置き、和氣清麿實に其の長官たる中宮大夫に任せられて居る。清麿古事に明かにして、民部省例二十巻を撰び、又中宮の教を奉じて、和氏譜を編した事もある。和氏とは高野皇太夫人の本姓である。其の高野氏に對して斯かる關係を有する清麿が、早良親王の反対の側に立つて居つた種織の事業を戻いて、別に平安京を營む事を思ひ立つたことは、親王の幽魂を慰め、皇太夫人の御心を和ける結果を生じた事と思はれる。親王の薨去の事情が如何にも悲惨であったが爲に、後に其の靈崇を爲し、人多く疫死すとして恐れられた。延暦十一年皇太子安殿親王(城天皇)病あり、之をトはしむるに亦廢太子と諡し、遂には御靈神社として祀らるゝに至つた程である。而して其の延暦十一年

が、實に平安遷都の議の起つた年であることは、注意すべきものだと思ふ。高野氏と同じく百濟の族たる菅野眞道が、造宮の事に關係して居るものも、こゝに多少の連絡を髪號せしめる。

秦氏小黒磨と

併しながら、清磨如何に廢太子と高野皇太夫人との爲に、之を思ひ立つたとは云へ、長岡宮の完成にすら困つた當時の財政狀態に於て、之を如何ともすべき様はない。こゝに於て今一人の問題の人たる小黒磨を研究せねばならぬ。何となれば、曩に種櫨が富豪秦氏と姻戚たるの關係を以て、其資を仰いで長岡京の遷都を發起したと思はるゝと同様な關係が、此の小黒磨に就いても見らるゝが故である。小黒磨の妻は誰あらう、曩きに恭仁京經營の際に、宮城の垣を作りて太秦の姓を賜り、從四位下に叙せられた、秦忌寸島磨の女であつた。殊に其子の葛野磨は、其の母の生れ故郷たる葛野を以て名とする程にも、秦氏とは關係が深かつた。此の島磨は太秦姓を賜はり、而して秦川勝の廣隆寺を太秦寺といふ事から考ふるに、島磨恐らくは川勝直系の後

秦川勝の邸宅と平  
安宮城  
廣隆寺の  
舊地

北野

裔で、彼は其の猗頓の富を繼承したものと思はれる。而して拾芥抄引く所の天暦御記によると、今の平安京の大内裏はもと秦河勝の邸宅の跡である。又紫宸殿前の橘の木はもと河勝の屋敷に在つたまゝのもので、舊跡によつて之を植ゑた趣に見えて居る。此河勝が聖德太子の旨を奉じて造つた廣隆寺は、今京都の西方太秦に在るけれども、是は何時の程にか移轉したもので、朝野群載に載する同寺の古縁起に依ると、もとは荒見川、即ち今の紙屋川の附近、恐らくは北野神社・平野神社などの方面にあつたものゝ様である。思ふに是れ亦、川勝が自己の邸宅の附近に造つたものであつたであらう。北野は即ち大内裏の北の野である。恐らく此の附近一帶川勝の邸宅地であつたと察せられる。隨つて、由來秦氏山城北部地方に有力であつたといふ中にも、特に平安京と此の川勝の一族とは、地理の關係上深い因縁を認めなければならぬ。而して恐らく其の川勝の正嫡を承けたと思はれる島磨は、もと川勝の邸宅たりし平安京の大内裏の地をも傳承して居つたと察して宜からうと思ふ。かくて今

や此の島磨の女を妻とした小黒磨が、造宮職の長官となり、其島磨所有の川勝舊邸の地が新宮の敷地として選ばれたといふ。此二つの事實を見たならば、曩きに恭仁京・長岡京等の經營の際、秦氏より少からざる財源を得て事を爲した事歴と併せ考へて、平安京の經營の資が少からず此の島磨の家より出て居ると解するは當に然るべきこと、思ふ。彼の長岡京の經營が十年を経て功未だ成らず、費用擧げて計るべからず、而も給せずして中止しなければならぬといふが如き、甚しき國庫の窮乏の際に當り、此の秦氏の因縁最も深き土地に移つて、之が無難に成功するに至りたる奇反対して、富豪の秦氏の女を妻とせる小黒磨を勧め、此の秦氏を促がして、茲に其の少からざる出資の下に、新京の成立を見るに至つたものと解せねばなるまい。

なほ更に此の小黒磨に就いて注意すべき事は、彼が皇后宮大夫である事である。皇后は内大臣藤原良繼の子乙牟漏で、平城・嵯峨兩天皇の御生母であつた。良繼は曩に

佐伯今毛人・大伴家持等と共に、大師惠美押勝を殺さんとして事露はれ、罪を一身に引き受けた俠氣の人で、是によつて罰を免れたる其の今毛人は、後に此の良繼の女なる乙牟漏皇后宮の大夫となり、種繼の爲に參議たるを妨げられて、遂に大伴・佐伯の徒をして種繼暗殺・太子廢黜といふ大事件を引き起さしむるに至つたとさへ傳へらるゝ關係を有して居る。かくて其の皇后宮大夫の後任は、石川名足を経て此の小黒磨が任せられたのである。して見れば、こゝにも亦反種繼の感情は潜んで居るべき筈である。況や當時百川の女旅子、種繼の妹正子、共に桓武天皇の女御として、乙牟漏と利害關係を異にする間柄なるべきに於ておやだ。

之を要するに平安遷都は、種繼の政策には反対の側に立つべき中宮高野皇太夫人方の和氣清磨が、廢太子早良親王の崇によつて皇太子安殿親王御病氣となられたといふ大騒ぎの際に、潛かに天皇に遷都を奏請したもので、之が與黨としては、同じく種繼反對側と認められる藤原小黒磨を第一に數ふべく、此の人太秦公島磨の女を妻とし、

其の縁によつて敷地の寄附其の他巨多の出資を得たものと思はれる。此の際秦氏が其報酬として何物を得たか、又何物を豫約されたかは明ではないが、現今鐵道工事の際、富豪又は關係町村が屢々無償を以て停車場の敷地を提供し、種々の便宜を計らふが如き好意を表して、却つて交通の便利、隣地地價の騰貴等、直接間接に自己を利益する事甚だ多きの實例は、千百數十年前の秦氏の平安遷都當時の關係を度るの、最好比較資料ともならうと思ふ。

桓武天皇と平安遷都

桓武天皇が清磨の密奏を容れて實地を踏査し、遷都の決意を固めらるゝに至つたに就いては、經費上の保障を得られたるべき事が其の一つにあつたには相違ないが、今一つには、早良廢太子の祟を恐れ、其の靈をなだめんとの御趣意にあつたであらうと拜察される。廢太子沒後人多く疫死し、殊に皇太子まで爲に久しう病に冒され給ふとあつては、天皇は固より、中宮高野新笠夫人藤原乙方にも、皇后藤原乙牟漏方にも、爲に長岡京に安んぜざるべきは無論である。之を外にして、特に此の平安の地を選定するに

至つた理由としては、其地が要害の備に適すると、山水の美に富めるとの二つが、確かに天皇の御心を動かし奉つたに相違ない。抑平安の地は、東に鴨川を帶び、西は桂川に臨み、東・西・北の三面、青山を以て繞りし、特に東北・西北の二隅には比叡・愛宕の兩峯相對立して隅櫓の狀をなし、南の方、平野開けて巨掠池に達するのところ、寔に天子南面の相にかなふのみならず、所謂山河襟帶自然に城をなすの好地である。當時の巨掠の池は、今日とは遙かに廣く、東は宇治山、西は男山にまで逼り、山城北部は自ら別區割をなすの形であつたに相違ない。中世以後の例にしても、宇治・勢多・一口・淀・山崎の要害によつて、常に東國の敵を防いで居る。巨掠池更に大なりし時代には、此の要害一層便益多かつたに相違ない。又天皇は御性質殊に山水の奸景を愛し給ひ、屢々各地に遊獵遊覽等の行幸が有つた。凡そ歴代天皇中、此の君ほど度々遊幸せられた御方はない位。其の天皇が親しく新京の地を觀察せられたる結果を漏し給へる詔に、「山勢實に前聞に合す」と仰せられたのを見ても、其の要害、其

の風景がひどくお氣に召したものと察せられる。かく風景の良い地であるから、右大臣藤原繼繩の如き夙に葛野川の畔に別業を有し、延暦十一年五月天皇茲に行幸された事もあつた。此の繼繩は百川の弟藏下麿くらじまろの子で延暦八年右大臣となり、當時内閣の首班に在つた。其の性質温厚にして人と争はず、史官の批評にも、「恭謙自ら守り、政績聞えず、才識なしと雖も世の謗を免がる、を得たり」と言へる程の長者であつた。隨つて遷都の事に就いても、深く策略をめぐらすの事は無かつたであらう。されば彼の系統が、百川・種繼等と同じく、謀叛氣多い式家の流に屬したとは云へ、其の別業の在る葛野の地に都が移る事に就いては、其の性質上からも、無論反対のあらうと思はれず、事の進行上、寧ろ便宜の方であつたものと言はねばならぬ。

尙ほ和氣清磨等が、特に此の新都經營に關係の深かつたことを見るべきものは、前記の如く延暦十三年七月に、清磨の姉廣虫及び皇太夫人高野氏の姻戚たる百濟王氏の人々が、新京に家を造らんが爲に特に稻一萬一千束を賜はつたを始として、十五年

九月には、更に紀伊郡の陸地二町を廣虫に、葛野郡の陸地二町を清磨に賜はつたを見ても、推察することが出来よう。此の清磨が小黒磨後造宮大夫となり、平安宮はともかく成就したのであつた。斯くの如き事情の下に成つた平安京に就いて、百川・種繼の徒が快くなかったとは思ひやられる。延暦二十四年天皇德政を諮詢せられた際に、百川の子參議藤原緒嗣が造宮の事業繼續に反対して、造宮職の廢止を主張し、是に對して當初より遷都の事に關係深く、自身造宮亮たりし百濟王の族參議菅野眞道が、熱心に之を拒んだのも、此の間の消息を察するに足ること、思ふ。もともと種繼の榮達は、叔父百川の遺勳を一身に負うたもので、其の從弟緒嗣が、種繼に同情し、菅野眞道の徒に依つて主張され、經營された遷都の事件に冷淡なる地位に立つは、自然の勢ひであつたと云はねばならぬ。更に後年種繼の子の仲成及び藥子が、平城上皇の信任を得るに當り、上皇を促して遠く平城に都を復せん事を企つたに至つたのも、亦幾らか此の平安遷都に反対するの意味があつたものかと思はれる。

## 三 平安京の沿革

平安京は中央に朱雀大路があつて、左右兩京に分かれ、縦横に通する大小道路によつて碁盤目に街衢を分かち、宮城が朱雀大路の北頭にある事等、大體平城京の通りである。平城に於ては、東京即ち左京の方面が次第に盛んになつて、今日に至つて尙、其の一部は奈良市として存在して居るが、右京の方は、早く廢れた。つまり繁華が東遷するの傾向が有つた。而して此の形勢は亦著しく平安京に於ても現れて居る。遷都の年を距る僅かに四十餘年後の承和年間に、すでに西の京即ち右京衰へて、人民東の京即ち左京に集るの情勢となつて居た。承和九年十月の西市司の上言に依るも、當時既に甚しく西の市が淋れて、東の市のみ盛なるの状態が明かに見えて居る。之によるに、承和二年の太政官符にて西の京の疲弊を救はんが爲に、東西兩市販賣する所の品物を分ち、錦・綾・絹・調布・絲・綿・紵・染物・縫衣・續麻・針・櫛・染革・帶、

幡・油・土器・絹冠・牛座等は西の市の專賣とし、之によつて顧客を引つけ、住民の足をとゞめ、強ひて人爲的に其の繁華を維持しやうと試みた。然るに承和七年に至り、東市司の異議によつて、東の市でも是等の物品を販賣する事となつたので、爾來百姓悉く東に遷つて件の物品を交易し、爲に市座既に空しく、公私闕忘すといふ状況となつた。そこで西市司より故障を申し立て、再び專賣制度を復するに至つたとある。而も斯の如き姑息なる方法は、到底繁華東漸の大勢に抗する事が出來なかつた。

更に承和九年を後る、七十餘年、延長年間に關白藤原忠平法性寺を左京京外に營んだ。九條の南鴨川の東である。結構壯麗、朝廷特に定額寺とし、座主を勅命するに至つた。京城の繁華すでに鴨川を越えて洛外に及んだ。

當時西の京の淋れて東の京に人民の集つた數を、稍具體的に見るべきものは、其の後天慶五年四月に飢饉疾疫の事によつて、居住人民の多少に従ひ、錢を分配して民に賑給した時の給與の數である、今其の時の分配率を見るに、無論左京に多く、右京

天慶年間  
東西京貢  
較民の數比

法性寺

に少い。其の左京一條及び北邊に於ては貴紳の邸宅多く集つたが爲に、自ら賑給を受くべき貧民少く、爲に右京の方が其の數遙に多いけれども、二條以下は左京の方が遙かに右京よりも多い。其の割合左の通り。

(左京)

(右京)

一條 七貫文

十三貫文

(北邊及獄所料とも)

二條 六貫文

五貫文

三四條 七貫文

六貫文

五六條 八貫文

四貫文

七八九條 十九貫文

十二貫文

(悲田料とも)

合計 四十七貫文

合計四十貫文

西北隅の人口稠密の慶滋保胤の池亭記の文  
右の中二條以下をのみ數へたならば、左京四十貫文に對して、右京二十七貫文、即ち約三と二との割合となつて居る。右京の北部に比較的の人口の多いのは如何なる理由であつたか、之を明にする事が出來ぬが、今日でも京都市の形は西北隅に膨れ出し、西南部が全く田舎と化しても、此の部にはなほ繁盛を維持して居る。而して此の形勢がすでに天慶の昔から然りしものであつたのは、奇と言はねばならぬ。尙此の賑給の數は賑給を受くべき貧民の數に應じたものであらうから、これのみによりて兩京の總人口の比較の出來難いとは、豫め注意せねばならぬ。大體から云へば貧民は衰へたる地に踏み止まり、富豪貴紳は多く人氣の向ふ左京の地に集つた筈であるから、其の富者の多き左京に於て、なほ且つ賑給に與るべき貧民の數が右京よりも著しく多かつたことを見れば、左京の總人口は、更に甚しく右京よりも多かつたものと言はねばならぬ。

右の天慶五年より後四年、圓融天皇の天元五年に、慶滋保胤の作つた池亭記の文

を見ると、此の形勢が屢々著しく現はれて來た事が知られる。

余二十年以來東西京を歴見するに、西の京は人家漸く稀にして殆ど幽墟に幾し。人は去るあれども來るなく、屋は壞る、あれども造るなし。其の移り徙るに處なく、賤貧に憚るとなきものは是れ居り。或は己が命を幽隱にするを樂しみ、當に山に入り田に歸すべき者は去らず。若し自ら財貨を蓄へ、奔營に心ある者は、一日と雖之に住するを得ず。往年一の東閣あり、華堂・朱戸・竹樹・泉石、誠に是れ象外の勝地なり。主人事あつて左轉し、屋舍火ありて自燒す。其の門客の近地に居るもの數十家、相率るて去る。其の後主人歸ると雖重ねて脩めず、子孫多しと雖永く住せず。荆棘門を鎖さし、狐狸穴に安んず。夫れ此の如きものは、天の西京を亡ほすもの、人の罪にあらざる明なり。東京は四條より以北、乾と良との二方は人々貴賤となく多く群聚する所なり。高家門を比べ、堂を連ね、小屋壁を隔て、簷を接す。東隣に火災あれば西隣は餘炎を免れず、南宅に盜賊あれば北宅は流失を

避け難し。南院貧しく北院富む。富めるもの未だ必しも德あらず、貧しきもの亦猶恥あり。又勢家に近づき微身を容るゝ者は、屋破れたりと雖葺くことを得ず、垣壌れたりと雖築くことを得ず、樂あれども大いに口を開いて笑ふこと能はず、あれども高く聲を揚げて哭くこと能はず。進退懼あり、身心安からず。譬へば鳥雀の鷹鶲に近づくが如し。何ぞ況や轉た門戸を廣くし、初めて第宅を置かんや。小屋相併せ小人相訴ふる者多し。宛も子孫父母の國を去り、仙官人世の塵に躊躇が如し。其の最も甚しきものは、狹土を以て一家を滅ぼすに至る。愚民或は東河の畔にトし、若し大水に遇はゞ魚鼈と伍をなす。或は北野の中に住し、若し苦旱あらば渴乏すと雖水なし。彼の兩京の中空閑の地なきか。何ぞ夫れ人心の強甚しきや。且つ夫れ河邊野外、啻に屋を比べ戸を比ぶるのみにあらず、兼ねて又田と爲し畠となす。老圃永く地を得て以て畝を開き、老農便ち河を堰いて以て田に溉ぐ。比年水あり流れ溢れ堤絶え、防河官昨日其の功を稱して今日其の破に任す。洛

陽城の人殆ど魚となるべきか。竊かに格文を見るに、鴨河の西たゞ崇親院の田を耕すを免し、自餘皆禁斷す。水害あるを以てなり。しかのみならず東河北野は四郊の二なり。天子時を迎ふるの場、行幸するの地なり。もし人あつて居らんと欲し、耕さんと欲せば、有司何ぞ禁ぜず制せざるか。若し庶人の遊戯するものを謂はゞ、夏天納涼の客すでに小鮎を漁するの涯なく、秋風遊獵の士又小鷹を臂にするの野なし。(下略)

人氣の東に趣く驚くべき程で、此の文よく當時の京都の事情を明にすることが出来る。而して其の池亭亦實に左京六條坊門の南、町尻の東。即ち今の五條の南、新町の東にあつたのである。

保胤池亭記を作つて、東京繁昌を述べた後約四十年、「此の世をば我が世とぞ思ふ」と放言して、缺けたことなく榮華を極めた御堂入道が、諸國に課して費用を呑ます、たとひ公事は緩うすとも、此の役を助くるを怠るなけれとまで督勵して、輪奐の美

を極めた法成寺は、近衛の北、京極の東に設けられた。今の寺町の東、荒神口の北で、府立高等女學校の北方に當る。繁華の東漸は、斯くの如くにして、人爲的にも益々擴大された。

此の外河原左大臣源融の河原院は、六條坊門即ち今之五條通よりは南、京極即ち今之寺町よりは西に設けられた。染殿太政大臣藤原良房の染殿第は、正親町の南、京極の西、即ち今之京都御所の中で、梨木神社の西方に營まれた。鷹司殿・正親町殿・高倉殿・大炊殿・二條殿・押小路殿・三條坊門殿・高松殿・三條殿・高倉殿・六條殿・高陽院・上東門院等を始として、月卿雲客の邸宅多く亦地を左京にトして創められる。保胤の感慨せし所は其の後も引き續き、ます／＼盛に實現された。

更に鴨川以東所謂洛外の地に於ては、すでに貞信公藤原忠平の法性寺が、其の南部に創められた後、引續き寺院の建立、貴紳の別業邸宅の設けられたものの少なくなかつた事は想像される。殊に白河の地に於ける南北の兩白河兩殿、六勝寺の建立は、

益々人氣を此方面に集めたに相違ない。白河とは、もと川の名で、今の白川村より出で、神樂岡の東を過ぎ、四條の北で鴨川に注いで居る流れが其れである。上流花崗岩の山より流されたる白砂河底に敷いて、此の名が起つた。此の河の過ぐる邊即ち白河で、京と對して京・白河と稱し、殆ど洛外の總名の如くに用ひられた。今の白川村は古への所謂北白河である。六勝寺とは法勝・尊勝・圓勝・最勝・成勝・延勝の諸寺で、いづれも、今の聖護院・岡崎から、三條通の邊までにあつた。先年第四回勧業博覽會を岡崎に營んだ際、多くの古瓦を掘り出した。是れ其の遺蹟を示したものである。平清盛大的に六波羅第を營み、一族の邸宅をこゝに集む。場所は鴨川以東、北は五條通即ち今の松原より、南は七條に至り、東は山に涉る。其の盛なる、二十餘町五千二百餘宇に達したといふ。今の大佛方廣寺・妙法院・智積院・博物館等、皆其の域内の地である。鎌倉時代にも、こゝに南北兩六波羅館があつて、探題こゝに駐在し、京洛・西國の政事を掌つた。

## 平氏第六

## 六波羅探題

## 室町幕府

豊臣秀吉  
の整理應仁亂後  
の慘状

南北朝戦亂の世を経て、室町時代に至りては、所謂花の御所即ち室町幕府が、左京京北室町の北部、今の今出川以北の地に設けられて、以來武家の邸宅此の附近に集まり、市街は更に京都の東北京外に延びた。應仁の亂を経て京都は一時焼野の原となり、爾來大いに衰へて、町筋など頗る亂れて居たのを、豊臣秀吉天正年間に復舊を圖り、市區改正を行つた。其の當時の京都は、西北の一部以外既に殆ど右京の全部を失ひ、其の代りに室町幕府の影響で、左京が廣く北方に伸びて居つた。而して其の趨勢は今日に至る迄も、尙繼續して、朱雀大路即ち今の千本通以西は、殆ど悉く田園となつて了つて居るの現状となつて居る。應仁戰亂の結果として、京都の受けた慘状は非常なものであつた。應仁記によると、中にも應仁元年六月六日の放火の際の如きは、中御門・猪熊なる一色五郎の館より火起ると同時に、九箇所より火を揚げ、折柄南風に乘じて、下は二條より上は御靈の辻まで、東は室町、西は大舍人をさかひ、町數百餘、公家・武家の家屋三萬餘宇を、一度に鳥有に歸せしむるに至つたとある。

此の外數度の火事に、大小の神社・佛閣を始として、貴紳の邸宅、庶民の住屋、大抵焼失して、遺る所は禁裏及び室町幕府のみと言はる、までになり、而もその禁裏、幕府等にも屢々火が及ぶの有様であつた。奈良附近に古社寺が遺り、京都に何等古建築物のないのも、是が爲である。されば彼の飯尾彦六左衛門が、

なれや知る都は野べの夕雲雀

あがるを見ても落つる涙は

と嘆じたのも、寔に已むを得ぬ次第で、亂後の慘状思ひやるべきである。

勢ひ斯くの如きを以て、僅に遺つた禁裏御所の如きも、其の後所謂戰國時代に至つては甚しく廢頽し、紫宸殿の御築地は破れて左近橋の下に茶を煮て賣るものあり、兒童御豫側の上に戯れ、三條の橋の上より内侍所の燈火を望むことが出來たといふほどになつた。三條より禁裏まで何等の目を遮るもののがなかつたのである、されば萬里小路まざのこうぢに柳馬場の名が出來、五條通の如きは松原の稱を以て知らるゝに至つたの

も、自然の勢で、今の町名、昔の情況を語つて居るものと言つてよい。秀吉京城を復興するに際して、松原即ち元の五條通りに架つて居つた鴨川の橋を、それより南二町の六條坊門に移し、此の道筋が東海道に通するの要路となつた。それより、其の五條の橋の名が名高いまゝに、遂に町の名となつて、今では、此の六條坊門通を五條通だといふ事になつて居る。是も一は眞の五條が松原の名によつて知らるゝ様になつた爲である。又今の寺町通は古への東京極である。是も秀吉市區整理の際、京内に散在せる多くの寺院を此東京極外鴨川の河原に移したが爲に、寺町の名を生じたのであつた。明治十七八年の頃、其一部分なる三條下る誓願寺の境内より、四條通までの間に一の裏町を造つて、之に新京極の名を命じた。芝居小屋などが盛んに設けられて、今では京都に於て最も賑はしい町となり、普通に新京極の名が略されて、單に京極と呼び、却つて本當の京極たる寺町が、京極たる事を忘れるに至つて居る。此の如きの變遷は所在少からぬ事であらうと思ふ。

秀吉の平安京復興の際には、實に其右京の大部分を全く郭外に捨ててしまつた。其代り、左京京北に於ては、室町幕府の餘響をうけて、北京極はもとより、今日の京都市北端よりも更に遠く北方までを、其郭内に取り込んだ。當時秀吉は、京都の周圍に土壘を築き、壘外に溝渠を繞らし、以て防禦の設備を施した。俗に之を「お土居」といふ。近年漸次除去されて、所々に一小部分を遺して居るに過ぎないけれども、なほ西院村の邊では、完全に當時の狀態を見ることが出来る場所がある。壘の幅八九間、溝の幅亦ほど之にかなひ、壘は外に急にして内に緩に、以て敵を防ぐに便にした。蓋し大陸都城の制にかんがみ、古への羅城に擬したものである。其のめぐる所、東北隅出町口に起り、鴨川に沿うて斜に西北進し、西鴨に至り、紫竹大門を繞り、今宮・紫野・船岡山・北野等を包擁して、西堀川通の北端に近く一條大路に交り、ほど堀川通に沿うて南下し、五條坊門を東へ、千本通即ち朱雀大路の西方約一町のところを南に進み、七條通の北方で朱雀大路と一致し、以て九條南京極に達して居る。これ

より東折して東寺を包み、油小路を北へ、梅小路を東へ、高倉を北へ、七條通で鴨川に出で、川に沿うて北上して居る。其の延長約七里に及んだといふ。

秀吉は又内野に聚樂第を起して結構壯麗を極めた。内野は即ち大内の野の義で、大内裏廢して年久しく、其の蹟原野となつて此の稱がある。聚樂第は天正十三年から十五年まで、三箇年を要して成り、尋で之を關白秀次に譲り、文祿四年秀次殺さる、に及んで廢した。存續僅に八年に過ぎないが、大内の蹟は此の工事によつて甚しく攪亂されたものと思はれる。平城宮は千二百餘年後の今に至つて、宮殿の土壇を保存して居るに反して、平安宮に何等見るべきもの、ないのは、主として此の工事の結果もあらう。

徳川氏政權を得るに及んで、二條城を二條通堀川の西に築いた。將軍上洛の際の旅館に供するの意味ではあるが、一は京都に對して幕府の威を示し、武を以て公家を壓する備たるに外ならぬ。京都所司代の邸亦其の附近に設けられた。之が爲に此の

方面稍繁盛に趣くの形勢であつたが、王政復古して武家亦其の跡を止めず。忽にして衰頽に歸してしまつた。二條城は一旦太政官代となり。次で京都府廳として使用せられ、金壁金襖の室に俗吏泥靴を穿つて刀筆を弄するの慘状に陥つたが、府廳他に遷つてより、たゞ空しく保存さるゝの姿となり、明治十七年離宮として御採用になることになつた。

平安京の内裏は桓武天皇御造營のまゝ、村上天皇の天徳四年まで、約百六十七年間大きな故障はなかつた。然るに此の年九月廿三日、左兵衛陣より起つた火は、折から東北風に煽てられ、忽ち禁中に廣がり、紫宸殿・清涼殿以下、内裏殆ど灰燼となり、畏くも神鏡亦火中に置かるゝに至つた。此の後内裏・朝堂等の炎上實に十數回、多くは舊様によつて再築されたが、治承元年四月廿八日の大火に、京内焼亡二萬餘戸、死者數千人に及び、大極殿以下諸官省多く鳥有に歸した。此の時内裏は幸に焼亡を免れたが、四年六月急激に福原遷都の事が實行され、間もなく還幸とはなつた。

けれども、引續き源平の戦争となり、益々荒廢に傾いた。文治五年源頼朝勅を奉じて大内を修造した。是が大内造營の最後である。其の後復焼亡し、建武中興の時之が復興を計畫されたが、事實に現はるゝに至らずして止み。是より其の地はいつしか所謂内野の原となつたのである。

今の京都御所はもと里内裏を修築擴張したもので、始は大納言藤原邦綱の土御門高倉亭に基し、治承四年高倉天皇讓位の後、に遷御あり、其の後も屢々天皇・女院等の行幸啓があつて、つひに一の里内裏となつた。里とは宮城に對して京城内を稱したる語で、里内裏とは宮城外に設けられた内裏の義である。鎌倉時代には大内裏すでに廢して復起らず、代々の天皇は常に里内裏にましますを例として居た。かくて後醍醐天皇此の内裏に御受禪あり、光嚴天皇亦こゝに践祚し給ひてより、此の土御門殿は遂に天皇常住の御殿となつた。其の後度々炎上再修あり、應仁亂を経て修理も行き届かず、築地破れ竹の垣に茨を結びつけて、人の出入を防ぐ程となつた。三

修の松平定信  
天明改修

條橋上より内侍所の燈火を望み見る事が出来たといふのは、此の内裏の事である。當時の内裏は、東は高倉西は東洞院であつたといへば、東西僅に四十丈に過ぎない。永祿十一年織田信長入京するに及んで、修理を加へ奉り、豊臣秀吉・織田氏に代るに至つて、大いに工を興し、規模を擴張して、著しく尊嚴を加へた。徳川幕府亦慶長十一年に諸大名に課して宮殿を造進し、其の後承應・萬治・寛文・延寶・天明等度々炎上あり。其の度毎に之を改修して、大抵舊制を踏襲したが、天明度改修の際は、特に光格天皇旨を幕府に傳へて古制に復せしめられ、幕府は松平定信に命じて工を督せしめ、寛政二年に成就した。紫宸殿・清涼殿等の間取の、ほゝ舊制に則る事になつたのは、此時以來である。此皇居安政元年四月に復炎上し、翌年十一月再興成る。是れ今之皇居である。明治元年聖上東幸後も、依然皇居として保存され、皇室典範御制定の際、天皇の即位・大嘗會は、京都にて行はれることに御治定成つた。

#### 四 平安京の都制

平安京の都制は其の條坊の一部分が今も尙現存して居るのみならず、延喜式・拾芥抄其の他古圖・古記録の之を傳ふるもののが少からず残つて居つて、之に依つて精密に其の當時の状態を知る事が出来る。又之に就いては既に裏松固禪の大内裏圖攷證に精密な研究があり、近くは明治二十八年に京都市編纂の平安通志などあつて、其の詳細に涉り、研究が發表されて居る。随つて茲にくだくしく其實際を述ぶるの必要は殆ど之を認めない。併しながら、何分にも前記の如く、應仁戰亂を経て一旦甚しく荒廢した後を承け、秀吉の復舊に依つて僅かに現状をなした事であるから、其の現状のみを見ては、道路の幅は固より、其の道筋にも多少の變動を生じたことは免がれない。のみならず、名稱の如きも往々にして改まり、啻に舊來の名稱を傳へざるもの多く、殊に彼の五條通の如く、時としては全く變つた場所へ古き名を用ひた

ものすらある程である。されば大體に就いて、之が説明を下すも全く徒勞でないのみならず、遡りて其の平安京設計の由來を考ふることは、都制研究上最も興味ある問題であるから、聊か説明を下さうと思ふ。

平安京は大體に於て、平城京の制を多少の變更を加へつゝ移したものである。爲に町割其他に於て、平城京に於ては或る特別の意味のあつたものをも、此の京では單に舊制踏襲といふ以外、無意味となつて居るものが多い。而して其の踏襲は、町割等外形の上に現はれて居るもの、みならず、名稱の如きまでも舊京のものを其の儘に寫したらしく察せられる點もある。例へば平安京に於て、右京二坊大路を道祖大路といふのに對して、平城京にても之と相當するものを佐貴大路と言つて居た。佐貴路訛つて佐伊路ともある。つまり同じ名と思はれる。又平安京に押小路が有つて、平城京にも押小路の名が傳はつて居る。平城京に東西堀川がある、平安京にも亦東西堀川がある。長岡京に猪熊の名があつて、平安京にも同じ名の小路がある。

是等を以て推測すると、一斑を以て全豹を知るべきものでは無からうか。

唐様の名  
平安京の條坊、其の宮門・城門等の名稱の如きは、後に菅原清公の奏議に依り、好字を選んで悉く之を支那風の佳名に改めた。之が爲に一見頗る其の趣を異にするに至つたけれども、既記の如く、もとは宮城諸門の名が造営者の氏を取つて命じた和風のものであつたと同じ様に、條坊の名も、もとは亦日本風のものであつたに相違ない。後世に傳はつて居る平安京條坊の名稱は、悉く之を支那の長安・洛陽兩京の條坊の名稱中より選んで、其の名を取つて其のまゝに命じたものであるが、既に平城京に松井坊の名があり、藤原京に林坊の名があつたことから推して見ると、平安京にても清公以前のものは和風であつたに相違ない。或は藤原京・平城京の坊名をうつしたものであつたかも知れない。平安京勘解由小路の一名に、松井小路の名のあるのは、平城京松井坊の名の關係のあるものではなからうか。

## 平安京條坊名

右京	陶化坊(九條)	崇仁坊(八條)	安衆坊(七條)	淳風坊(六條)	宣風坊(五條)	永昌坊(四條)	教業坊(三條)	銅駒坊(二條)	櫻花坊(一條)	宮城	北邊坊	櫻花坊(一條)	御駒坊(一條)	(森三)	御駒坊(一條)	櫻花坊(一條)	北邊坊	右京
----	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	----	-----	---------	---------	------	---------	---------	-----	----

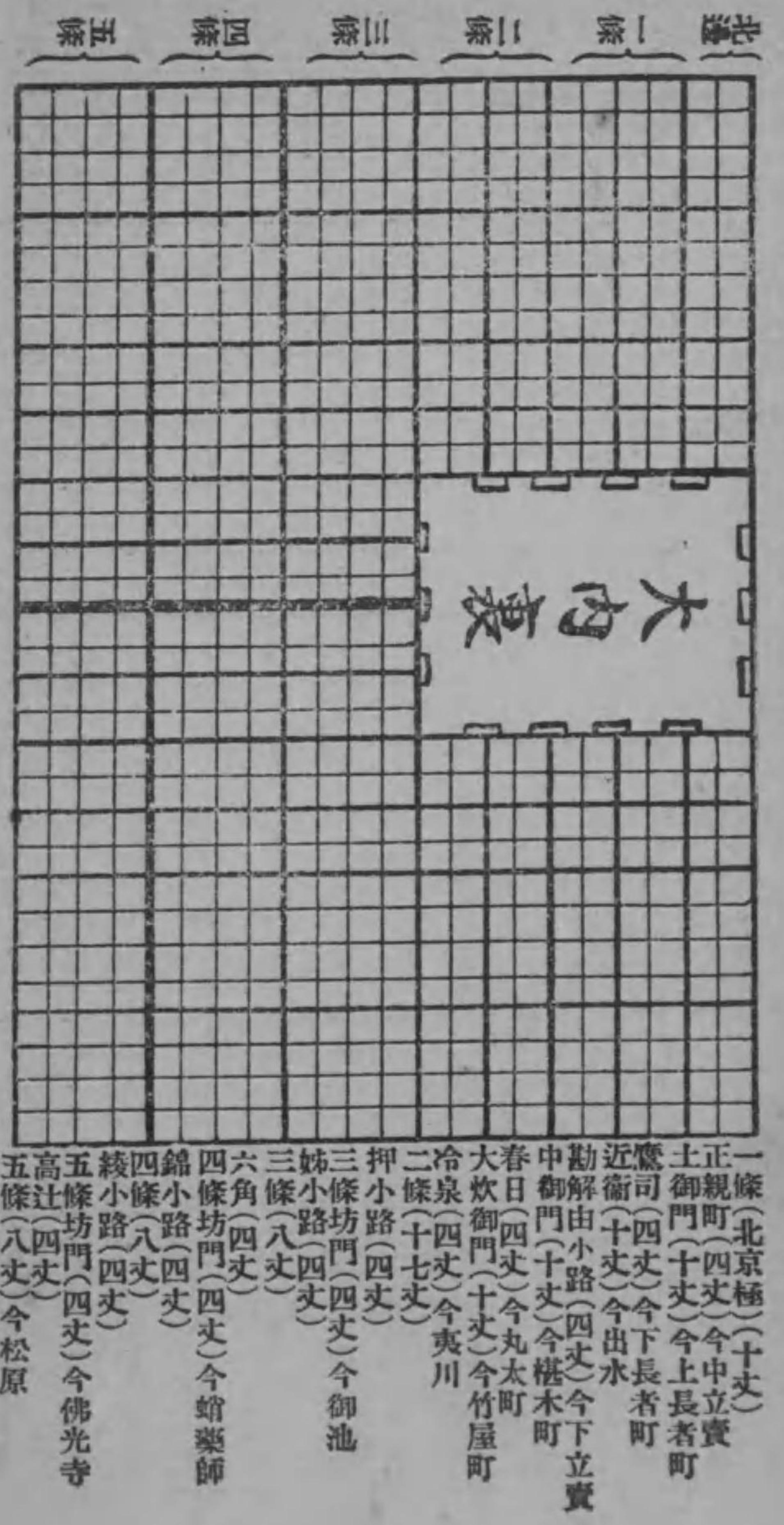
幅小町及び道路の幅の比較

平安京の各町及び大小道路の幅は、延喜式に明記して疑問はない。即ち左圖の通りで、之を通計して、京城東西千五百八丈、南北千七百五十三丈とある。但、右列記の

數を合すと、東西は符合するが、南北は千七百五一丈となつて、二丈の不足を生ずる。是は北京極を十二丈と數へたものらしい。宮城に接する東西大宮大路が各十二丈なることを考ふるに、或は然らんと思はれる。京内の各町が四十丈四方を以て設計され、又普通の場合、小路の幅四丈、大路の幅八丈なる事は、曩に平城京に於て既に實施されたところを、其の儘に移したものである。併しながら、平安京は稍々平城京と趣を異にし、彼が南北九條なるに對して、是は更に其の北に、半條の幅を擴張して、北邊坊を置いて居る。隨つて平城京には延長南北三十六町なるものに對して、平安京には三十八町となつて居る。尙、更に平安京には左圖示す如く、大路には十丈、十二丈、十七丈などの特別の幅を有するものが有る。宮城諸門正面の道路の如き、平城京にてはやはり四丈の小路なりしものが、此の京にては特に十丈の大路に擴張されて居る。平城京にて八丈なりし宮城左右の大宮大路(一坊大路)は、此の京では十二丈になつて居る。これ等の結果として、平城京にては南北千六百二十丈な

帝都

二八八



東京極(十丈)	
萬里小路(四丈)	
高倉(四丈)	
東洞院(四丈)	
室烏丸(四丈)	
猪大熊(四丈)	
壬生(四丈)	
西坊城(四丈)	
朱雀大路(廿八丈)	
西大宮(十二丈)	
西嘉門(四丈)	
皇城(四丈)	
西大都(四丈)	
道祖寺(四丈)	
宇多小路(四丈)	
馬代(四丈)	
止利(四丈)	
菖蒲小路(八丈)	
西山小路(四丈)	
無差小路(十丈)	
京極(四丈)	
北京極(四丈)	
極(十丈)	

其の理由りしものが、此の京にては千七百五十三丈となり、平城京の東西約千四百四十丈なりしが、此の京にては千五百八丈となつたのである。今其の由來を考ふるに、

平城京に在りては、設計當時の尺度の制に依り、各坊を一里四方とし、東西八里南北九里と云ふ、極めて都合の好い完數に依つて、京城の廣袤を定めたものであつたが、之を實施した結果として、宮城の附近稍狭隘を感じ、現に西北隅には、秋篠郷に向つて半條の擴張をなし、所謂一條北邊の一區域が出來た。八町四方の宮城も幾分か狭隘を感じたものであらう。此の經驗に依り平安京にては、一條以北の全部に通じて半條の延長をなし、爲に宮城の如きも、南北十町餘の長さとなつた。又街路の如きも、宮城の四邊を通ずるもの、或は宮城諸門の正面に當るものは、從來の八丈、四丈等の大小道路のまゝにては狭隘を感じたと見え、茲には悉く之を大路とし、而も十丈・十二丈といふ特別の廣さを有するものたらしめたことと思ふ。隨つて平安京は、其の大體の割り方は總て平城京の儘を移したのであるけれども、之を大寶令の制

に合して、若くは當時の尺度の制によつて、各坊一里四方、全體として東西八里、南北九里といふが如き、整然たる完數は之を見るを得ないのである。換言すれば平城京にありては、大小道路及び町の幅の數字に就ては、或る特別の意味あるものであつたが、此の京にては、單に平城京の形をうつし、之を一部分潤飾したといふ外、全く無意味のものになつて居る。

宮城の十二門は既に飛鳥板蓋宮に於て之を見る。其の名稱は前に記した如く、恐らくは藤原宮以來、引續き同一のものを繼承して居るやうである。然るに平城京に於ては正方形なりし宮城が、平安京には北部に半條の北邊坊延長の爲、宮城亦北方に延びて、稍南北に長きものとなり、隨つて從來の十二門のみにては、北部の交通に不便を感じ、茲に宮城の築地つちを穿つて、上東・上西の二門を設けた。即ち平安京には事實十四門あるのである。但此の二門は、從來の十二門外で、隨つて特別の名前は無く、單に其の所在の位置に依つて、上東・上西と稱し、或は築地を穿つて設けたもの

であるが故に、土御門とも稱して居る。

京城の周圍には羅城を繞らす。其の大きさは延喜式に詳しく述べて居る。垣の厚さ僅に六尺、外に七尺の大行と一丈の溝とがあり、溝の外に二丈の餘地を存して居る。羅城の初見は、天武天皇八年に難波京に設けた時に在る。平城京にも羅城門の名が傳はつて居るので、茲に羅城の存在した事は明かに知られる。藤原京にも恐らくは有つたであらう。大寶律令に京城垣・京城門の語ある、即ち是である。併しすでに垣といふ位で、もはや據りて以て敵を防ぐの城郭ではない。平安京に於て、基底僅に六尺の小土堤たるに過ぎざるものか、何で城と言はれよう。たゞ京城の内外を堺する一の築地に過ぎなかつたのである。之を秀吉築造のお土居に比するに、大きさに於て十が一にも及ばない。隨つて平安朝の學者等が、すでにこれが城郭である事を忘れて、羅城の義詳ならずなど、言つて居る。言ふまでもなく羅城は唐に所謂羅郭城で、大陸に於ける都邑防禦の外郭である。之を略して羅城と言つた用例も幾つも

ある。然るに我にあつては、單に告朔の輿羊として僅に其の形をのみ存して居るに過ぎないから、夙に其の城郭たることを忘れて、遂には其の正門たる羅城門すら、羅生門の文字を以て書きあらはす事となつた程である。

羅城門は朱雀大路の南端にあつた。帝都の正門として宏壯なる建築ではあつたが、徒に都城の莊嚴の爲のみの具で、無論外敵防禦の役には立たぬ。羅城を通じて内外を連絡するもの、外にも多かつたであらうが、羅城門と言へば朱雀大路のものに限ること、なつて居るのも、其の單に形式的に過ぎなかつた證據である。羅城門の位置は今東寺南大門の西二町餘で、小字來生らいせいと云ふ。平城京にも羅城門址を小字來生と云ひ、彼此符節を合す如く其の名を傳へて居る。

都城内の各條には、坊令あつて之を管す。坊令一に條令ともある。各坊には坊長がある。各坊十六町、四町宛の四保に分れ、保に刀禰とねあり之を管す。保と町との數へ方は次の通りで、宮城に近い隅から數へはじめる。

帝都

二九四

町保の京左							
北				南			
一	八	九	十六	十	十一	十二	十三
二	七	八	十五	十一	十二	十三	十四
三	六	七	十四	十二	十三	十四	十五
四	五	六	十三	十一	十二	十三	十四

町保の京右							
北				南			
九	八	一	二	十	十一	十二	十三
八	七	二	三	十一	十二	十三	十四
七	六	三	四	十二	十三	十四	十五
六	五	四	五	十三	十四	十五	十六

戸主

京内の宅地は親王公卿以下一般人民に班給する。其の単位は各町を三十二分して之を一戸主と云ふ。普通に一戸の受くる標準である。其の分ち方は、先づ町を四行に分ち、各行を八戸に分つので、左圖の如く、間口五丈、奥行十丈宛の長方形の敷地となる譯である。即ち其の面積は五十平方丈で、之を田積に改めると百三十九歩弱となる。最も其の奥行は、行と行との間に通路を要するによりて、實際には十丈より

は短い場合が多く、面積も之に準じて縮まる譯ではあるが、其の通路敷はやはり戸主の附屬地として數へたものであらう。

主戸京左							
行一	行二	行三	行四	門一	門二	門三	門四
—	—	—	—	門一	門二	門三	門四
—	—	—	—	門二	門三	門四	門五
—	—	—	—	門三	門四	門五	門六
—	—	—	—	門四	門五	門六	門七
—	—	—	—	門五	門六	門七	門八
—	—	—	—	門六	門七	門八	—
—	—	—	—	門七	門八	—	—
—	—	—	—	門八	—	—	—

主戸京右							
行四	行三	行二	行一	門一	門二	門三	門四
—	—	—	—	門一	門二	門三	門四
—	—	—	—	門二	門三	門四	門五
—	—	—	—	門三	門四	門五	門六
—	—	—	—	門四	門五	門六	門七
—	—	—	—	門五	門六	門七	門八
—	—	—	—	門六	門七	門八	—
—	—	—	—	門七	門八	—	—
—	—	—	—	門八	—	—	—

## 帝都

二九六

但此の戸主は後には單に宅地面積の稱となつて、必しも一戸の宅地ではなかつた。現存の宅地賣買券などに、一戸主半の土地だとか、何戸主何丈何尺だなどゝ、端數を附けて居るものもあつて、其の形が如何であらうが、面積が五十平方丈即ち百三十九歩弱の地でありさへすれば、之を一戸主と數へて居るのである。

宮城の正門は即ち朱雀門で、之を這入つて正面に應天門があり、其の北に八省院の區域がある。八省院一に朝堂と云ひ、大極殿以下の建物が竝んで居る。其の建物の配置は、全然平城京に見るものと同一だが、宮城内に於ける位置に至つては、平城京の遺跡に依つて見るところと、稍趣を異にして居る。平城京に在りては、大極殿以下朝堂院の所在は朱雀門の正面よりは稍々東に片寄り、恐らく宮城正面の宮殿としては、紫宸殿・清涼殿等、所謂内裏の一盡が設けられて居つた。紫宸殿の事を古く正宮・正殿・南殿などゝ言つたのも、宮城の正面の宮殿の義であらう。然るに平安京には、天皇臨御政治を見そなはし、又、國家皇室の大儀を舉げさせらるべき大極殿を最

も重んじた意味にや、之を正面に置き其の東北に偏りて、天皇御常住の内裏が位置して居る。是は帝室と政治と、即ち宮中と府中と、何れを主とするかといふ事の意味を現はして居るものと思はれる。明治二十八年京都市に於て平安奠都一千百年の記念祭を舉行した際、平安通志を編纂發行されたが、其の中に平安京の實測圖がある。當時此實測の結果に基づき、大極殿の遺址を千本通丸太町上る西側の地に定めて、記念標を建設した。然るに如何なる研究によつたものか、當時の測量は古代の尺度一尺を以て、曲尺九寸八分七厘に當るものと考定し、之に依つて實測を行つたとする。一説には、實地測定の場合には、曲尺によつたものであつたとも言はれて居る。圖上にあらはれた所では、現今の町筋と多少の齟齬を生じて居る。當時測量の基準となしたもののは東寺及び東堀河で、此の二つは大體に於て古今位置の相違を來して居ぬものであるから、先づ其の東寺の南に南京極の跡を尋ね、之より千七百五十三

丈を以て北京極とし、又東堀河を基準として、更に東西京極の位置を定め、之に倣つて、順次京内の各地點を求めたものである。其の方法たる至極適當で、學術上毫も間然すべき所はないが、たゞ惜むらくは尺度の古今の異同に關して誤謬があり、折角の研究に於て肝腎の前提に狂ひを生じて居つた。之が爲に、其の東西線にては東寺附近に於て、又南北線にては堀河附近に於て、比較的正しく符合するの結果を見る事が出來たが、それを遠ざかるに従つて、復原圖と現狀との間の差異が次第に多くなり、之を該實測圖に就いて見るに、北京極に於ては南北約一町、東京極にては東西約半町の相違を來して居るやうである。是は誠に惜むべき事で、若し尺度をだに改めたならば、當時の調査方法に依つて容易に之を改訂することが出來るのである。即ち、若しこれが果して曲尺九寸八分七厘の率によつて測られたとしたならば、余の研究の結果による曲尺九寸七分五厘の率に比して、一尺につき一分二厘、又若し今の曲尺のまゝで測つたものならば、一尺につき二分五厘の差を認め、之を差引すると

によつて、眞の位置を知る事が出来る筈であらねばならぬ。

今其の實測圖に就いて之を見るに、其の大極殿内高御座の位置は、南京極羅城門の中心より北する事千四百五十二丈、東堀河より西する事二百九十二丈だとある。而して其測量の結果として、今の記念碑の場所が決定された。されば若し平安京設計當時の測量と、明治二十八年の實測と、共に其の實施の上に毫も誤謬がなかつたものと假定したならば、曲尺九寸八分七厘であつたとして、南北に於て十七丈四尺二寸四分即ち二十九間余、東西に於て約三丈五尺四分即ち六間弱の相違がある筈。又若し曲尺のまゝで測つたとしたならば、南北に於て三十六丈三尺即ち約六十間半、東西に於て七丈三尺即ち約十二間一尺の相違を生じて居る筈である。隨つて眞の大極殿の遺址は、今の記念碑建設の場所より、南する事約二十九間餘若くは六十間半、東する事約六間弱若くは十二間一尺の場所に在らねばならぬ。近時恰かも記念碑の南東の地に於て、地形石とも認むべき數箇の大石、地固めの爲と思しき砂利層、並に

敷瓦・碧瓦の破片等が、夥しく發見された。是れ恐らく眞の大極殿址を示して居るものであらう。若し果してこれが眞の大極殿址であつたならば、他の遺跡の如きも之に準じ、相當の數を加減する事によつて、容易に其の眞の場所を測定する事が出来る筈である。

停車場や學校、官署の位置競争が屢々各地に實見される。運動がある、請托がある。寄附の申出でがある。長岡京を廢して平安京に移る時にも、必ずこれに類した事があつたことと思ふ。而して平安宮城は太秦氏の邸宅にきまつた。彼に財産上の利益を企圖するの念があつたか否かは別問題として、秦氏所有の廣漠たる田園郊野が、一朝變じて帝國首都の地となつた結果、其の獲得した直接間接の利益の大なりしとは、想像するに餘りがある。同じ秦氏一族でも、種繼關係の朝元の家と、小黒麿關係の島麿の家とは、利害關係を異にして居つた事もあらう。

## 第十二章 福原京

平安京遷都後約四百年の間、一再遷都の議の起つたことはあつたけれども、未だ事實として、現はるゝには至らなかつた。其の第一次は、平城上皇平城復都の御計畫で、一旦は宮城改築に着手した程であつたけれども、仲成・藥子の陰謀露顯するに及んで中止になつた。第二次は、清和天皇貞觀十八年に大極殿焼亡の際、遷都の議が一時持ち上つたとの事が、九條關白兼實の日記玉海に、清原頼業の話として出て居る。併し是は三代實錄にも見えず、無論大きな問題にはならなくて了つた様である。然るに、高倉天皇治承四年に至つて、平清盛專權のまゝ、急に思ひ立つて福原遷都が實行された。福原は攝津輪田泊の附近で、大體今の神戸市の方にあたる。當時の有様は方丈記によくつくして居る。

治承四年の六月の頃、俄に都遷り侍りき。いと思の外なりしとどもなり。(中略)  
御門よりはじめ奉りて、大臣・公卿、悉く攝津國難波の京にうつり給ひぬ。世に仕  
ふる程の人、誰か一人故郷にのこり居らん。官位に思をかけ、主君の蔭を頼む程の  
人は、一日たりとも疾くうつらんと勵みあへり。時を失ひ世にあまされて期する  
所なきものは、愁ひながら留まり居たり。軒を爭ひし人の住居、日を経つ、荒れ  
行く。家は毀たれて淀川に浮び、地は目の前に畠となる。人の心皆改まりて、唯馬  
鞍をのみ重くす。牛車を用とする人なし。西南海の所領をのみ願ひ、東北國の莊  
園をば好まず。其時おのづから事の便りありて、津の國今の京に到れり。所の有  
様を見るに、其の地程狭くて、條里を割るに足らず。北は山に添ひて高く、南は  
海に近くて下れり。浪の音道にかまびすしくして、鹽風殊に烈しく、内裏は山の  
中なれば、かの木の丸殿もかくやと、なか／＼様變りて、優なるかたも侍りき。  
日々に毀ちて川もせきあへず運び下す家は、いづくに造れるにあらん。なほ空

しき地は多く、作れる屋は少し。故郷は既に荒れて、新都は未だ成らず、ありと  
ある人皆浮雲の思をなせり。本より此處に居たるものは、地を失ひて愁ひ、今  
移り住む人は、土木の煩ある事を歎く。道の邊を見れば、車に乗るべきは馬に乗  
り、衣冠布衣なるべきは直垂を着たり。都のてぶり忽ちに改まりて、唯鄙びたる  
武士に異ならず。これは世の亂る、瑞相とか聞き置けるもしく、日を経つ、世  
の中浮き立ちて、人の心も治まらず、民の愁つひに空しからざりければ、同年の  
冬、なほ此の京に歸り給ひき。されど毀ち渡せりし家どもは、いかに成りにける  
にか、悉く本のようにも作らず。ほのかに傳へ聞くに、いにしへの賢き御代には  
憐をもて國を治め給ふ。即ち御殿に茅を葺きて軒をだに整へず、烟の乏しきを見  
給ふ時は、限ある貢物をさへ免されき。これ民を恵み世を助け給ふによりてなり。  
今之世の中の有様、昔になぞらへて知りぬべし。

に清盛のみならず、弟教盛・頼盛等も、こゝに別荘を有して居た。(折から清盛専横の反動漸くあらはれて、搢紳の憎怨、僧徒の反抗著しくなり、南都・北嶺の大衆は、相談らひて清盛の幽し奉れる後白河法皇を奪ひ奉らんとするの風聞もある。もと源氏でありながら、清盛方として認められた源三位頼政までが、以仁王を奉じて平氏討滅の舉に出づるといふ騒ぎが、此年五月に起つた。此の際にあたり、かねて西國に多くの所縁を有して居る清盛が、自己の意の向ふがまゝに、此の小五月こうご龜かめ京都を去つて、自己に馴染の深い此の福原に遷都を企てたのは、さもあるべき事であつた。かくて五月三十日に其事を發表し、早くも六月三日遷幸といふ事に御治定になる。

更に其の三日を二日に引き上げ、いよ／＼主上安徳天皇を始め奉り、後白河法皇・高倉上皇、同じく遷御あり、八條より草津即ち今の下鳥羽に至る、武士數千騎、二行に轡を並べて行幸の路を夾み、其の夜大物の浦につき、翌曉福原に入られた。主上は平中納言頼盛の邸に、法皇は清盛の別業に、上皇は平宰相教盛の邸に遷られ、攝

政藤原基通は、安樂寺別當安能房に落ちついたが、供奉の輩宿所なくして、道路に立つが如し」とある。清盛の我意を通すに如何に傍若無人なりしかを見るに足る。都城經營の事の如きは、遷都實行の後徐々として調査に着手した位。而も地狭く、思ひ通りの町割が出來ない。先づ宮城の地點を定め、平安京にならつて左右兩京を作らんに、左京は南は五條まで、東は西洞院大路までを容る、のみで、平安京に比して四分一強の面積しかない。右京は平地少く、宮城の西には小山があつて、山を隔て、條坊を劃するも可なりや否やの問題が起つた。或は宮城を縮めて、平安京にて東西八町南北十町のものを、こゝでは東西四町南北五町、面積に於て正に四分の一となすべきやとまでの議となつた。爲に更に播磨の印南野いなんのに遷すべきや、攝津の昆陽野こやのに遷すべきやなどの議も起つた。其のうちに、源頼朝舉兵の事がある。北嶺の僧徒は頻りに復都を奏請する。高倉上皇御病氣にかられ、若し邊土の行幸中大漸の事どもあらば、終身の恨事なりとの御嘆きがある。茲に於て流石に剛復なる清

盛も、漸く悔恨の心を起し、公卿の意見を徵した結果、十一月急にまた復都の事に定まつた。主上をはじめ、法皇・上皇の新都御滞在半年に満たずして、京都に還幸なり、福原京は廢してしまつた。

福原京存續僅に半年、十一月新内裏漸く成れるも、宮城の工事もとより未だ終れるにあらず。條坊の區劃の如きは、果して着手したか否かさへ不明である。随つて其の遺影を今日の地理の上に求めるは、頗る困難な事であらう。併し少くも宮城附近の道路の出來て居た事は、吉記十一月十一日條に、主上新造内裏入御の道筋を記して、

御所の南大路を東行し、東大路に至つて南行し、更に東に折れ、東の造道より南

行し、入道太政大臣邸の北大路に至り、西に折れて西南門より入御。  
とあるによりて知られる。但未だ町筋の名などもなく、注に「大路の名なきを以て、今案を以て新儀に相計らふ。大概ばかりなり、更に後の例たるべからず」とある程で、是によつても、町割が平安京の通りでなかつた事が知られる。

## 宮城址

宮城の位置を知るべきものは、「宮城の西に小山あり」の文で、所謂小山は今の會下あひ山であらう。此の山今では大いに削られて形を異にして居るけれども、大體此の山の東に其の地を求めてよからう。其の以外の事は、今詳細を知るを得ざるを遺憾とする。

遷都の事、太政入道宣ひけるは、舊都は山門と云ひ、南都と云ひ、程近うして聊の事もあれば、大衆日吉の神輿を先として下り、神人春日の御榼を捧げ上る。かようの事もうるさし。江を隔て、道遠く、境遙かなれば、彼の懲たやすかるべからずとて、身の安からん爲に計り出でたりと言はれけり。かゝりけれども、諸寺諸山を始めて、貴賤上下の歎きなり。(源平盛衰記)

## 第十三章 東京奠都

大化の新政の際、難波遷都の實行された事情を知るものは、明治維新後亦必然遷都の議の起るべきことを想見し得るであらう。慶應三年の秋、未だ大政奉還の事の起らぬ前に於て、既に大久保利通の如き煙眼の士は、京都が多年の因襲に囚はれて、理想の新政を行ふに不都合多きを看破し、山口に至りて木戸孝允と王政復古の事を計るや、先づ帝都を大阪に遷して天下の耳目を新にし、人心の歸向すべき所を定むべきことを議したといふ。かくて十二月いよいよ王政復古の大令下り、ついで翌明治元年正月、江戸討伐の大詔の發せられた後、利通遂に遷都の議を上つた。其文、今日の如き大變態、開闢以來未だ曾て聞かざる所なり。然るに尋常定格を以て、豈是に應ぜらるべきや。今一戰官車の勝利となり、巨賊東走すと雖、巢穴鎮定に

至らず、各國交際永續の法立たず、列藩離反の方向定まらず、人心徇々、百事紛糾として、復古の鴻業未だ其の半に至らず。縦に其端を開きたるものと謂ふべし。然るに朝廷上に於て一時の勝利を持み、永久治安の思をなされ候ては、則ち北條の跡に足利生じ、前姦去つて後姦來るの覆轍を踏ませられ候は、必然たるべし。依て深く皇圖を注目し、觸視する所の形跡に拘らず、廣く宇内の大勢を洞察し給ひ、數百年來一塊したる因循の腐臭を一新し、官武の別を放棄し、國內同心合體、一天の主と申し奉るものは、斯くまでに有り難きもの、下蒼生といへるものは、斯くまでに頼もしきものと、上下一貫、天下萬人感動涕泣致し候程の御實行舉り候事、今日急務の最急なるべし。是までの通り、主上と申し奉るものは、玉簾の内に在し、人間にかはらせ給ふ様に、縦に限りたる公卿方の外、拜し奉る事の出來ぬ様なる御さまにては、民の父母たる天賦の御職掌には大いに乖戾したる譯なれば、此の御根本、道理適當の御職掌定まつて、初めて内國事務の法起るべし。

右の根本を推窮して、大變革せらるべきは、遷都の典を擧けらるゝにあるべし。如何となれば、弊習といへるものは理にあらずして勢にあり。勢は觸視する所の形跡に歸すべし。今其の形跡上の一二を論ぜんに、主上おほの在す處を雲上と云ひ、公卿方を雲上人と唱へ、龍顏は拜し難きものと思ひ、玉體は寸地を踏み給はざるものと、餘りに推尊奉りては、自ら外に尊大高貴なるもの、様に思食させられ、終に上下隔絶して、其の形今日の弊習となりしものなり。敬上愛下は人倫の大綱にして、論なき事ながら、過ぐれば君道を失はしめ、臣道を失はしむるの實あるべし。仁徳帝の時を天下萬世稱讃し奉るは外ならず。即今外國に於ても、帝王從者一二を率して國中を歩き、萬民を撫育するは、實に君道を行ふものと謂ふべし。然れば更始一新、王政復古の今日に當り、本朝の聖時に則らせ、外國の美政を壓するの大英斷を以て擧げ給ふべきは、遷都に在るべし。是を一新の機會にして、易簡輕便を本にし、數種の大弊を抜き、民の父母たる天賦の君道を履行せられ、

命令一度下りて、天下慄動する所の大基礎を立て、推及し給ふにあらざれば、皇威を海外に輝し、萬國に御對立あらせられ候事叶ふべからず。

一、遷都の地は浪華に如くべからず。暫く行在を被定、治國の體を一途に居ゑ、大いに爲すことあるべし。外國交際の道、富國強兵の術、攻守の大權を取り、海陸軍を起す等の事に於て、地形適當なるべし。尙其の局々の論あるべけれど、贅せず。

右内國事務の大根本にて、今日寸刻も置くべからざる急務と奉存候。此の議行はれて、内政の軸立ち、百目の基本始て舉るべし。若し眼前些少の故障を觀念し、他日に譲り給はゞ、行はるべきの機を失し、皇國の大事去るといふべし。仰ぎ願はくは、大活眼を以て一斷して、卒急御施行あらんことを千祈萬禱し奉り候死罪。

正月

大久保一藏

帝都

三二二

利通の此の論は、實に大化以來屢々實行された所であった。積弊を一洗し、天下の耳目を新にするの必要は、有爲の士の齊しく認る所、古今其の揆を一にして居る次第である。利通の此の遷都の議は、實に難波・大津・平城・恭仁・長岡・平安等諸京の遷都を説明する。たゞ古代にありては、或る極めて少數のもの、專斷によつて事を決し、異議の出づるを豫防せんが爲に、迅雷耳を蔽ふに遑あらざる的行動を執るを常としたが、明治新政府の組織ではそれが出來ない。初め利通は有栖川總裁宮に對して遷都の必要を説き、二十三日太政官代に於て之を衆議に附したが、容易に決しない。何分にも千有餘年の久しきを経、萬代不易を期した平安京を他に動かさうといふのであるから、反対論の出るのも無理はない。中には遷都論者の心裡を忖度し、薩長の徒が連合して、新帝を難波に擁し、天下の事を制せんとするものだと疑うるものもあつた。京都方の人々は、今や幕府を倒して、妖雲々に晴れ、數百年目に始めて天日の赫々たるを仰ぐを得るの時に當り、多年奉戴し來れる禁裏様を他に奪はる

るといふことに就いて、憤慨したもののが多かつた。爲に京都の疲弊衰頹を來すといふ、目前の損益打算上より反対するものも無論多かつたに相違ない。斯くて議容易に決しなかつたが、三月二十二日に至り、天皇大阪へ行幸の事となり、翌日西本願寺の別院へ入御になつた。言ふまでもなく江戸御親征の爲の行在所で、未だ遷都といふではないが、是は岩倉貞視が利通の議を納めた爲だといふ。其のうちに江戸開城となり、閏四月徳川氏賜封の議が起つた。此の時松平慶永等は、一橋茂榮頼の如く江戸を徳川氏に與へ、府下數千萬の士民をして、三百年來祖先墳墓の地に生を安んずるを得せしめんとの意見を以て周旋したが、大久保利通・木戸孝允・福岡孝悌等之に反対した。後、孝允は江戸を東京とし、大阪を西京とし、京都と三京を設け、時宜に從ひ巡幸さるべき議を呈したが、それも行はれなかつた。既にして徳川氏は駿府七十餘萬石に封ぜらるべき議を呈した。是は大木喬任・江藤新平等の首唱の説だとの事で車駕親臨せらるべき議を呈した。是は佐賀藩主鍋島直正は、佐賀藩論として江戸を東京とし、

ある。もとより利通の大坂遷都論も、必ずしも其れが大阪でなければならぬ理由は薄弱であつた、京都を去つて積弊を一新するが主眼であつたから、今や江戸鎮定して、而も東國の人心なほ動搖する時に當り、遠く京都を離れて之を安んずるを得ば、此の上はないのである。大阪遷都論の賛成者も之に反対する必要はない。衆遂に之を可として、江戸を東京とするの議は決した。七月十七日の詔に曰く、

朕今萬機ヲ親裁シ億兆ヲ綏撫ス江戸ハ東國第一之大鎮四方輻輳之地宜シク親臨以テ其政ヲ視ルヘシ因テ自今江戸ヲ稱シテ東京トセん是朕ノ海内一家東西同視スル所以ナリ衆庶此意ヲ體セヨ

此の詔を拜するに、江戸を稱して東京とすと仰せられ、海内一家東西同視の御精神を明かに示されて居る。建議者・賛成者の腹には、積弊の蟠れる京都を去つて、こゝに都を遷すの意見であつたかも知れぬが、表面に現れたる所では、京都はどこまでも京都即ち帝都の地で、別に施政の便宜上東京を設けられたに過ぎない。東西に偏輕

偏重をせぬといふ御趣意である。天武天皇の詔に所謂「都城宮室一處にあらず、必ず兩參を造らん」の義を實施されたものである。當時政府は御慮を敷衍して、實に左の副書を公にした。

慶長年間幕府を江戸に開きしより、府下日々繁榮に趣き候は、全く天下の勢斯に歸し、財貨隨て聚り候事に候。然るに今度幕府を被廢候に付ては、府下億萬之人口頓に活計に苦み候者も可有之哉と、不便に被思召候處、近來世界各國通信の時態に相成候ては、専ら全國の力を平均し、皇國所在保護の目途不被爲立候ては不相叶御事に付、屢東西御巡幸、萬民の疾苦をも被爲問度、深き御慮を以て御詔文の旨被仰出候。孰れも篤と御趣意を奉戴し、徒らに奢靡の風習に慣れ、再び前日の繁榮に立戻り候を希望し、一家一身之覺悟不致候ては、遂に活計を失ひ候事に付、向後銘々相當の職業を營み、諸事精巧物産盛に成り行き、自然永久之繁榮を不失様、格段之心懸可爲肝要事。

即ち天皇は屢々東西御巡幸遊ばさるべき御豫定であつたのである。八月いよ／＼東幸の御發表があつた。京都の民其の遂に都を遷すに至るべきを虞れ、形勞頗る穩ならず。公卿諸侯亦往々東北未だ鎮定せざるを以て、尙早論を唱へるものもあつたが、而も事は豫定の如く進み、九月二十日遂に御進發になつた。當時留守の諸臣に下された御沙汰書。

此度東京御親臨の義は、神武帝御創業之初に被爲基、黎庶之艱苦を被爲救度との厚き御慮有し、且又大宮・敏宮も被爲在候儀、御出輦中之處深く御案痛被遊候。京師は天下の根本、人心風憲之思を不持様各厚き天氣を奉じ、勵精盡力可レ奉リ扶ニ聖德、依レ之賜ミ酒肴ニ候事。

御道中二十四日を費し、十月十二日品川御着、十三日西城入御。乃ち令して西城を以て皇居となし、東京城と稱し、登城を參内と稱すべきことを示された。かくていよ／＼東京はこゝに成立したが、當時の御趣意は、どこまでも京都が主で

あつたので、十一月二十七日還幸の事を御發表になつた。

東京臨幸萬機御親裁被爲遊、蒼生未だ澤に不レ霑と雖、内地略及平定ニ候に付、神宮へ御成績を被爲告度、來月上旬一先づ還幸被爲遊候。猶明春再幸之思食に付、百官有司可レ得ニ其意ニ旨被ニ仰出ニ候事。

東京へは臨幸である。京都へは還幸である。本末のある所は明かで、決して從來遷都の疾風迅雷的强行の類ではなかつた。併しながら、是は京都の人心鎮撫の爲であつて、東京を主とすべき新政府の方針は着々事實としてあらはれた。七日舊本丸跡に宮殿造營の事を布告し、八日いよ／＼還幸の途に着き給ひ、二十二日皇宮に着御。御滞在二箇月餘にして翌年三月七日再び東幸。二十八日東京城に御着になつた。東京御駐騒中は、太政官をも東京に移され、政治上の中心たる實はこゝにあらはれた。府縣の順序の如き、無論京都を第一とし、東京・大阪之につき、以て五港所在の縣に及んだものであつたが、是も明治四年に東京を第一とし、京都・大阪之につぐ事とな

## 皇城炎上

り、こゝに名義上にも東京が首位となつた。かくて其の後は天皇京都へ赴かることを行幸と申し、東京へ渡らせらるゝ事を還幸と申さるゝこと、なり、京都は全く出しぬかれた形となり了つた。明治六年皇城炎上し、明治二十二年再築工成る。號して宮城と申される。是れ現今九重の大内山に宮柱太高敷きて幾千代までも動きなき百敷の大宮である。

## 結語

以上ほゞ太古より、現今に至り帝都の沿革變遷の概略を記したつた。若し夫れ其の詳細の事に至つては、もとより此の小冊子のよく悉くすべき所ではない。もとは等の事柄は、既往に於て屢々研究を重ねたところで、其の都度雜誌「歴史地理」の誌上に發表して置いたものも少くない。尙將來其の業をつき、引續き發表して之が完成を期したいと思ふ。詳細を知らんとせらるる讀者諸賢は、更に遡りて該誌につき一覽を賜はらんことを希ふ。尙他日機會を得ば、之を整理補訂して一冊子となし、世に公にして識者の是正を請はうと思ふ。

既に發表した論文は左の通り。其の文中本書の記する所と抵觸するものは、本書を以て前者を訂正したものと承知されたい。

- 上代帝都の所在に就いて…………歴史地理十卷一號(明治四十一年一月)  
片鹽浮穴宮……………同九卷一號(明治四十年一月)  
難波京の沿革を論ず……………同十四卷一號(同四十二年七月)  
(参照) 難波沿革圖の偽作……………同二卷七號(同三十三年十月)  
(参照) 僞作難波圖の害毒……………同三卷五號(同三十四年五月)  
飛鳥京(四回)……………同二十卷一號—五號(同四十五年一月—五月)  
(参照) 元興寺考證(二回)……………同十九卷一號—二號(同四十四年七月—八月)  
大津京(二回)……………同十五卷一號—二號(同四十三年一—二月)  
藤原京(三回)……………同廿一卷一號—五號(大正三年一月—五月)

## 目錄論文

- 平城京の四至を論ず(八回) 同八卷二號一一號(明治卅九年二月—十一月)  
「平城京及大内裏考」評論(九回) 同十二卷二號一十三卷五號(同四十一年八月—  
四十二年五月)  
恭仁京(二回) 同十三卷一號一二號(同四十二年一月—二月)  
恭仁大宮遺址に就いて 同一卷五號(同三十三年二月)  
長岡京(四回) 同十二卷一號一四號(同四十一年七月—十月)  
平安京大極殿址と曲尺の研究 同廿五卷五號(大正四年五月)  
(参照) 京間田舎間を論じて曲尺と令尺との關係に及ぶ(五回) 同廿一卷六號  
本邦都城の制(八回) 同十七卷一號—十八卷六號(明治四十四年一月—十二月)  
廿二卷六號(大正二年六月—十二月)

## 帝都終

大正四年八月八日印 刷

大正四年八月十一日發行

著者

喜田貞

帝都  
定價金八拾錢

不許

發行者

古藤田喜助



印 刷 者

渡邊八太郎

印 刷 所

東京市牛込區櫻町七番地

東京市小石川區表町百九番地



發兌

電話番号三七六八

日本學術普及會

東京市小石川區表町百九番地

# 督監會學理地史歷本日 座 講 史 歷

發表  
方法

◎◎◎◎大正四年八月より毎月一冊づ、發行す  
紙數各三百頁以上ボイント新活字天金總クロース製  
内 容 豊 富 に し て 價 格 低 廉 な り 每 冊 金 八 十 錢 送 料 八 錢  
購 读 希 望 者 は ハ ガ キ を 以 て 申 込 ま れ 度 し 申 込 順 に 発  
送 す べ し  
部 数 に 限 り あ り 急 速 申 込 の 事

豊太閤と其家庭  
吉利支丹伴天連  
田沼時代  
勤王論の發達  
天保改革  
幕末外交史  
國史に現はれたる女性  
藤原氏に關するもの

文學士 渡邊 世祐氏  
文學士 村上直次郎氏  
文學博士 渡辺 善之助氏  
文學士 本多辰次郎氏  
文學士 幸田 成友氏  
文學士 大塚 武松氏  
文學士 岡部 精一氏  
文學士 堀田璋左右氏

會及普術學本日

# 督監會學理地史歷本日 座 講 史 歷

帝都  
上代に關するもの  
莊園  
惡左府賴長  
源氏と平氏  
鎌倉武士と禪  
南北朝に關するもの  
喧嘩兩成敗

文學博士 喜田 貞吉氏  
(順序不同)  
文學博士 黒板 勝美氏  
文學博士 吉田 東伍氏  
文學博士 和田 英松氏  
文學博士 大森金五郎氏  
文學博士 鶴尾 順敬氏  
文學博士 藤田 明氏  
文學博士 三浦 周行氏

町表區川石小市京東  
六八一八二京東替振  
番八六七三町番話電

兌發

業。上下三千載の國史を縱斷して其の研究を試みたるは從來史家の  
講義の特色に參照して未だ多く之あるを見ず。本書乃ち大學の  
張り至りては不幸にして専門に偏せず通俗に陥らず簡明達意以擴  
請ふ者是皆當代斯學の權威。本書が如何に斯界に重きをなさんかは  
就いて之を本書に徵せよ。若し夫れ其の著者は日本歴史の側面的研  
究を全からしめんとする。若し夫れ其の著者は日本歴史の側面的研  
究を全からしめんとする。

# 教育講座既刊書目

東京帝國大學  
教授文學博士

加藤玄智先生著『宗教之學術的研究』

日本女子大學  
教授文學士

河野清九先生著『自動主義最新教授論』

東京高等師範學校  
教授理學博士

丘淺次郎先生著『人類之過去現在及未來』

東洋大學  
教授

高島平三郎先生著『兒童之精神及身體』

早稻田大學  
教授文學士

內ヶ崎作三郎先生著『近代文藝之背景』

東京帝國大學  
教授文學博士

松本亦太郎先生著『教育的心理學』

大學學院在士學  
教授文學博士

檜崎淺太郎先生著『教育的心理學』

東京帝國大學  
教授文學博士

吉田熊次先生著『現今教育思潮批判』

文醫學博士富士川游生生著『教育之衛生』

各編定價金錢六錢料送錢十七錢



終

